

第4次

新温泉町男女共同参画社会プラン

(新温泉町配偶者・パートナーからの暴力対策基本計画)

～誰もが共に

生き生きと暮らせる社会をめざして～



令和4年3月
新温泉町

はじめに

～誰もが共に生き生きと暮らせる社会をめざして～

現在、全国的に人口が減少し少子高齢化が進む中、持続可能な地域づくりがより求められています。また、頻発する自然災害や、世界中に猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症により、私たちの暮らしは大きく変わりました。今こそ私たちは家族のきずなを見つめ直し、人と人との助け合いの大切さや、すべての人が多様性を認め合う社会をつくるために、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が必要です。

本町においては、男女共同参画社会を実現するため、平成30（2018）年3月に5年間の期間とする「第3次新温泉町男女共同参画社会プラン」を策定し、町内の企業・事業所、各種団体、学校関係等に配布し、また町広報・ホームページに掲載し啓発を行ってきました。第1次プランを定めた平成20年と比べて町民の意識は変わってきていますが、本年実施した「新温泉町民の男女共同参画に関する意識調査」では、依然として固定的な性別役割分担意識が根強く残っています。このような状況の中で、本町では「新温泉町人権啓発推進条例」に基づき、すべての人の人権が尊重され、総合的な施策を推進するため、令和4年（2022）度から5年間の期間とする、新たな「第4次新温泉町男女共同参画社会プラン」を策定しました。

また、このプランは「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく「新温泉町配偶者・パートナーからの暴力対策基本計画」を本計画に盛り込んでいます。コロナ禍での生活不安やストレスから深刻化が懸念されているDV（ドメスティック・バイオレンス）の防止及び被害者の保護と自立のための具体的な指針となるものです。今後は、このプランに基づき、本町における男女共同参画社会の実現に向け、町民と行政が共に力を合わせ取り組んで参りたいと存じますので、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、プラン策定にあたり、さまざまな角度からご議論を戴きました、新温泉町男女共同参画社会プラン推進委員会の皆さまをはじめ、アンケートにご協力戴きました皆さま、貴重なご意見をお寄せくださいました町民の皆さまに、心より厚くお礼申し上げます。

目 次

第1章. 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	2
4 計画策定の背景	3
新温泉町の現状と課題	

第2章. 計画の基本的な考え方

1 基本理念	10
2 計画の基本目標	11
3 施策体系表	12

第3章. 基本計画 【課題・基本的方向・施策】

基本目標1 人権を尊重した男女共同参画への意識づくり	13
《基本課題1》 男女共同参画の視点に立った互いに尊重し合う意識づくり	17
基本目標2 誰もが互いの意見を反映し活躍できる状況の実現	19
《基本課題1》 政策・方針過程への男女共同参画の促進	21
基本目標3 仕事・生活を地域で支え合う調和のとれた社会づくり	22
《基本課題1》 働きやすい職場にする男女共同参画の促進	24
《基本課題2》 家庭における男女共同参画の促進	26
《基本課題3》 子育てをしやすい支援の充実（少子化対策）	27
《基本課題4》 地域活動への男女共同参画の促進	28
《基本課題5》 生涯にわたる健康の保持・増進と福祉の充実	29
基本目標4 あらゆる暴力の根絶の取組	30
～新温泉町配偶者・パートナーからの暴力対策基本計画～	
《基本課題1》 DV防止に向けた教育・啓発の推進	32
《基本課題2》 相談機能の充実	33
《基本課題3》 被害者の安全確保	34
《基本課題4》 自立に向けての支援の充実	35
《基本課題5》 関係機関との連携強化	37
基本目標5 みんなでプランを進める	38
《基本課題1》 「男女共同参画」を広める拠点としてセンター設置をめざす	39
《基本課題2》 計画の推進体制を確立する	40
第4次新温泉町男女共同参画社会プランの数値目標	41

参考資料

1.新温泉町男女共同参画社会プラン推進委員会委員名簿	43
2.第4次新温泉町男女共同参画社会プラン策定スケジュール	44
3.新温泉町男女共同参画社会プラン推進委員会設置要綱	45
4.男女共同参画社会基本法	46
5.配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	50
6.用語解説	60

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本町では平成20（2008）年に、5年間の期間とする、「新温泉町男女共同参画社会プラン ～自分らしく生き生き新温泉町～」を策定後、平成24（2012）年に「第2次新温泉町男女共同参画プラン」、平成30年（2018）年に「第3次新温泉町男女共同参画プラン」を改定し、施策の実施計画に基づき進捗状況を確認しながら継続して施策を進めてきました。

しかしながら、社会のさまざまな分野において固定的な性別役割分担意識は根強く、誰もがその個性と能力を十分に発揮しにくい状況が依然として残っています。

このような状況のもと、「第3次新温泉町男女共同参画社会プラン」が令和3年（2021）度で終了することや、少子高齢化や人口の減少、働き方の見直しなどの社会経済情勢の変化に対応するため、計画の改定が必要となりました。

そこで前計画を踏まえ、誰もが、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、仕事や家庭生活などさまざまな活動において、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて、新たに「第4次新温泉町男女共同参画社会プラン」を策定します。

2 計画の位置づけ

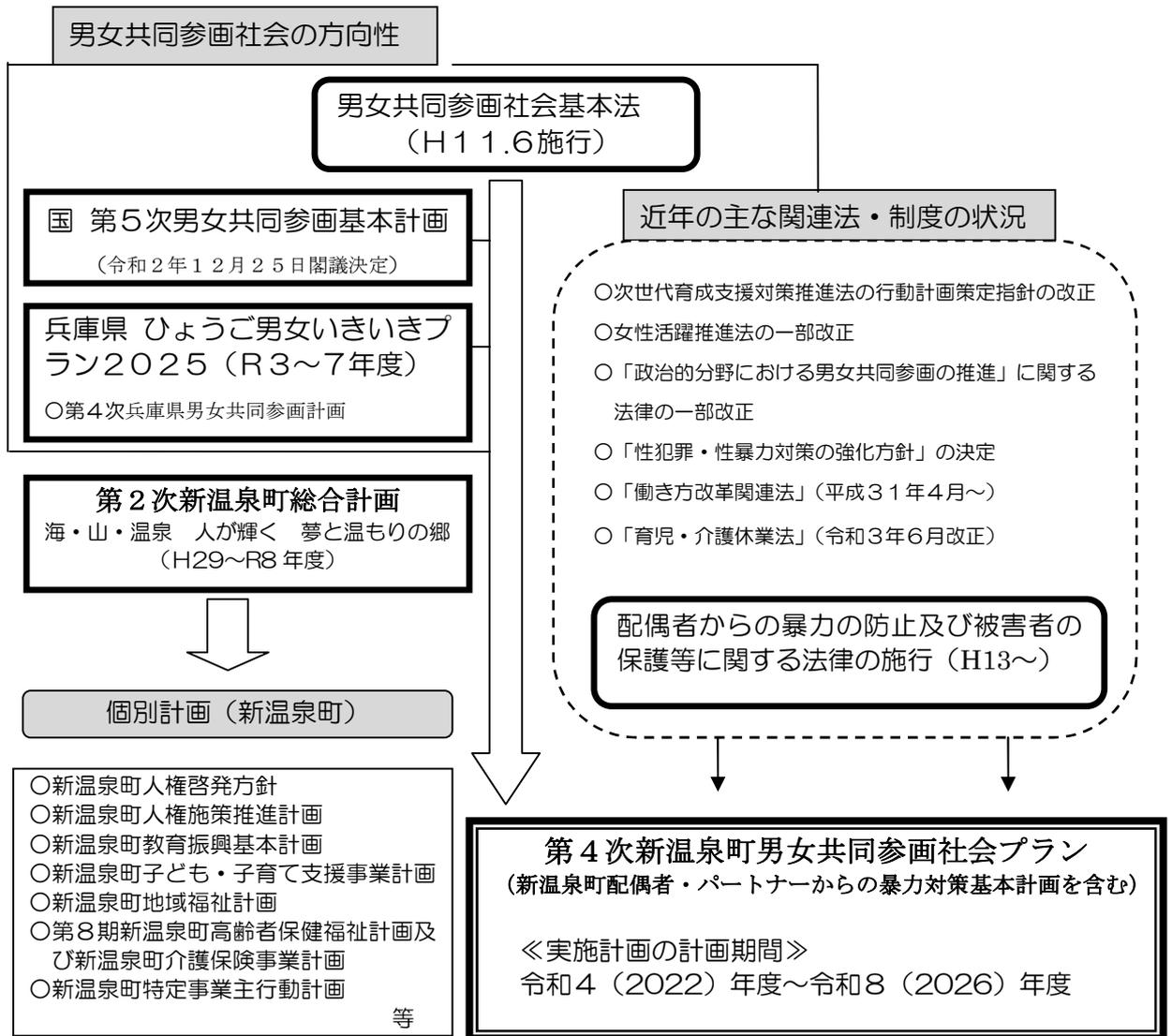
この計画は、本町における男女共同参画社会形成の推進に関する施策を総合的かつ計画的にするために、町が実施する施策の基本的な方向性を示し、男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定される「市町村男女共同参画計画」とします。

また、本計画の策定にあたっては、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び兵庫県の「ひょうご男女いきいきプラン2025」などをふまえるとともに、「新温泉町総合計画」を上位計画として、関連の個別計画と連携を図りながら、町の各分野の施策を男女共同参画の視点で横断的にとらえます。

さらにこの計画は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の第2条の3第3項に基づく市町村基本計画を含んでいます。本町におけるDVの防止及び被害者の保護と自立のための施策の実施について定めています。

また、この計画は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく推進計画として位置づけており、本計画のうち、基本目標3-1「働きやすい職場にする男女共同参画の推進」、基本目標3-2「家庭における男女共同参画の促進」、基本目標3-3「子育てしやすい支援の充実」が該当します。

《第4次新温泉町男女共同参画社会プランと上位計画・主な関連計画》



※男女共同参画社会基本法（抜粋）

（都道府県男女共同参画計画等）

第14条第3項

市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

3 計画の期間

令和4（2022）年度から令和8（2026）年度の5年間とします。

4 計画策定の背景

新温泉町の現状と課題

本町では、平成20（2008）年3月に「新温泉町男女共同参画社会プラン」を策定し、同プランにおいて設定した基本理念「共生、自立・自律、協働・共同、健康」を尊重した男女共同参画社会の実現に向け、「人権を尊重した男女共同参画への意識づくり」「誰もが互いの意見を反映し活躍できる状況の実現」「仕事・生活を地域で支えあう調和のとれた社会づくり」「あらゆる暴力の根絶の取組」「みんなでプランを進める」の5つの基本目標を掲げ、これらの基本目標は「第3次新温泉町男女共同参画社会プラン」でも継続され、施策を進めてきました。

① 新温泉町民の男女共同参画に関する意識調査

家庭や地域、職場などにおける男女平等に関する町民の意識や実態を把握し、令和4年（2022）度以降の本町男女共同参画社会プラン施策のための基礎資料とするとともに、今後の施策を推進していくため、「新温泉町民の男女共同参画に関する意識調査」を実施しました。

- 調査期間 令和3年7月15日（木）～7月30日（金）
- 調査対象 令和3年7月1日現在、町内在住の満18歳以上の男女
- 標本数 男性300人、女性300人 計600人
- 標本抽出 住民基本台帳より年代別無作為抽出（浜坂・温泉地域別に案分）
- 調査方法 郵送による調査票の配布・回収
- 調査票の回収
 - 回収数 221
 - 回収率 36.8%
 - 内訳 女性 127人（回収率42.3%）
男性 85人（回収率28.3%）
 - ※年齢・性別無回答者 9人

○ 回収票の年代構成

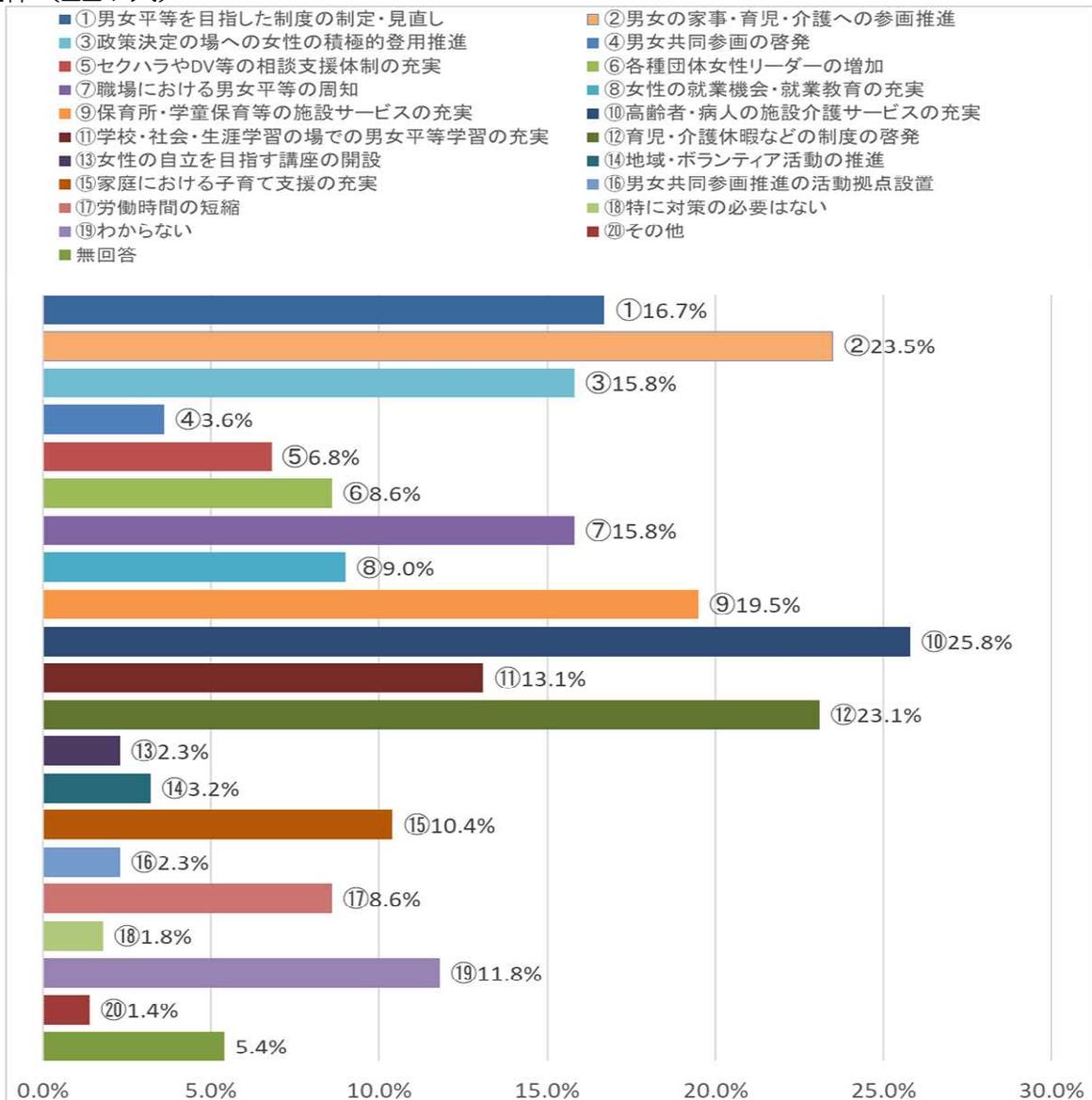
年代	全体		女性		男性		性別不明	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
10代	10	4.5	5	3.9	5	5.9	0	0.0
20代	14	6.3	11	8.7	3	3.5	0	0.0
30代	19	8.6	11	8.7	8	9.4	0	0.0
40代	27	12.2	14	11.0	13	15.3	0	0.0
50代	37	16.7	23	18.1	14	16.5	0	0.0
60代	39	17.6	21	16.5	18	21.2	0	0.0
70代	39	17.6	27	21.3	12	14.1	0	0.0
80代以上	27	12.2	15	11.8	12	14.1	0	0.0
不明	9	4.1	0	0.0	0	0.0	9	100.0
サンプル数	221		127		85		9	

この調査によると、「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識に対しては、反対の意思を示す割合は多くなっています。しかし、それぞれの世代において一定の割合で支持する意見が出ており、今後も幅広い世代に対して「男女共同参画は社会にとって必要である」といった認識を深め、定着させる意識改革などの取組が必要となっています（23頁図3-6）。

一方、男女共同参画を推進するために行政が力を入れるべき取組として、施設介護サービスの充実、家事・育児・介護への参画推進、保育所・学童保育等の施設サービスの充実、育児・介護休暇などの啓発、政策決定の場への女性登用促進、職場における男女平等の周知があげられており、誰もが地域・家庭へ参画できる環境づくりが重要となっています（図1-1）。

図1-1 男女共同参画を推進するために行政が力を入れるべきこと

全体（221人）



資料：新温泉町の男女共同参画に関する意識調査（令和3年度）

② 政策・方針決定過程等への女性の参画

新温泉町における審議会等への女性の登用率は24.7%（令和3年3月31日現在）で上昇傾向にはあるものの目標値の達成に向けては十分なものとはいえず、女性のエンパワメントや新たな人材の発掘、育成などを含め体系的な取組を進める必要があります（図1-2）。

図1-2 新温泉町における女性の公職参加状況等（令和3年3月31日現在）

(1) 審議会等合計(第202条の3、第180条の5、規則、要綱、要領)

- ・ 附属機関数 61（うち女性委員のいる附属機関数 48）
- ・ 委員総数 665人 … うち女性 164人（女性の割合 24.7%）

※内〈 防災会議 〉 16人 … うち女性1人（女性の割合 6.25%）

(2) 議員

- ・ 議員総数 16人 … うち女性 2人（女性の割合 12.5%）

（2021.11月現在）

(3) 町職員の管理職

- ・ 管理職総数 30人 … うち女性 6人（女性の割合 20.0%）

(4) 町職員の在籍状況

- ・ 職員総数 281人 … うち女性 122人（女性の割合 43.4%）

(5) 自治会長

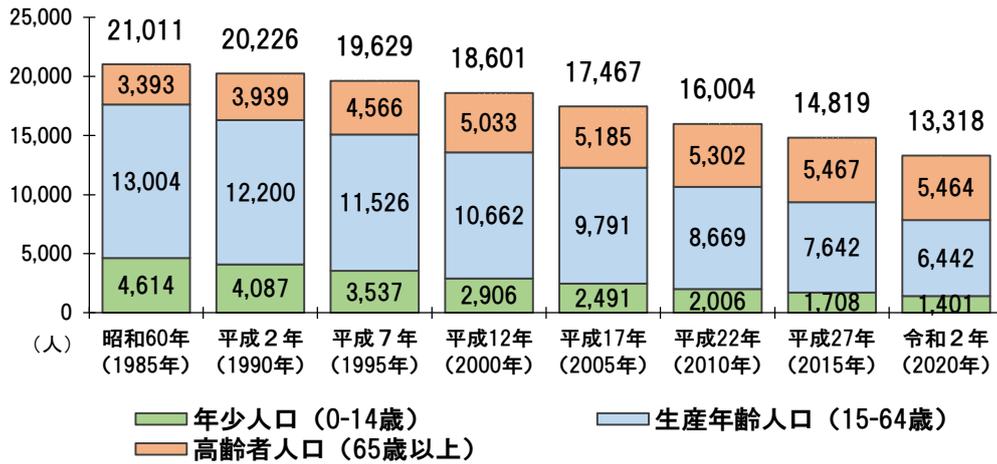
- ・ 会長総数 113人 … うち女性 2人（女性の割合 1.77%）

③新温泉町を取り巻く社会状況

(a)人口と世帯の推移

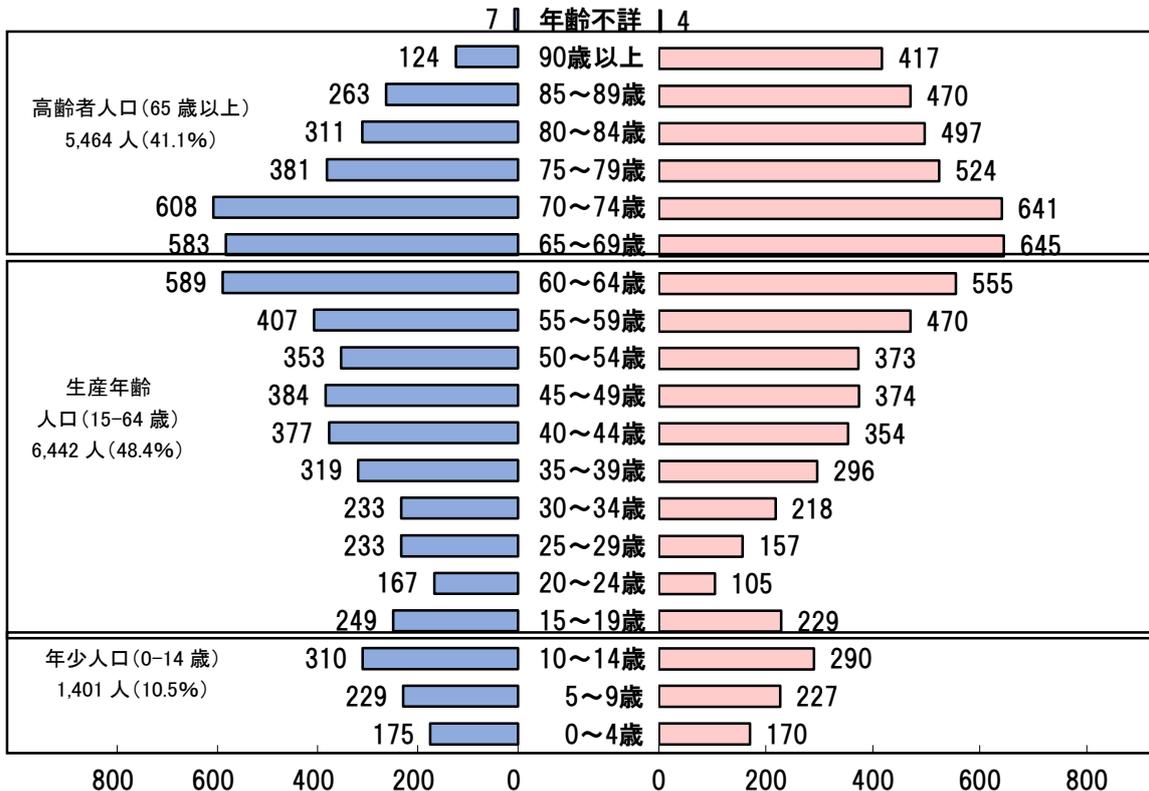
本町の総人口は、昭和60年（1985）の21,011人から令和2年（2020）の13,318人へと減少傾向で推移しています。生産年齢人口（15-64歳）は、著しい減少傾向にあります。

図1-3 総人口と年齢3区分別人口の推移



資料：総務省「国勢調査」。総人口には平成22年に27人、平成27年に2人の年齢不詳を含む。

図1-4 人口ピラミッドでみる人口構造



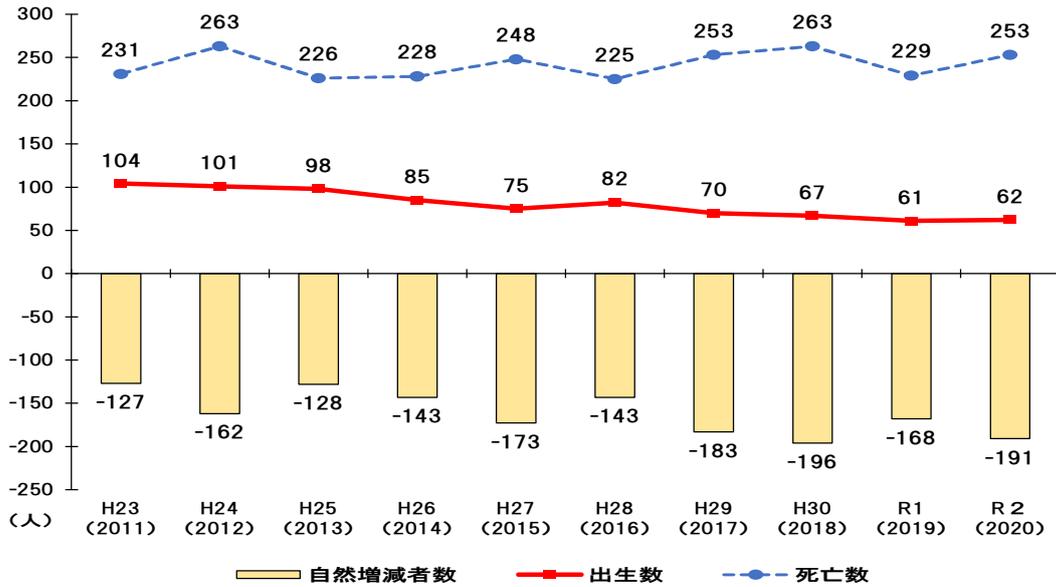
資料：総務省「令和2年国勢調査」。割合は総人口から年齢不詳を除いて算出している。

(b)自然・社会動態人口(1月～12月)

自然増減者数について、直近の10年間の推移をみると、出生数は減少傾向にあり、令和2年(2020)では年間62人となっています。一方、死亡数は、毎年200人台で推移しており、令和2年では年間253人となっています。

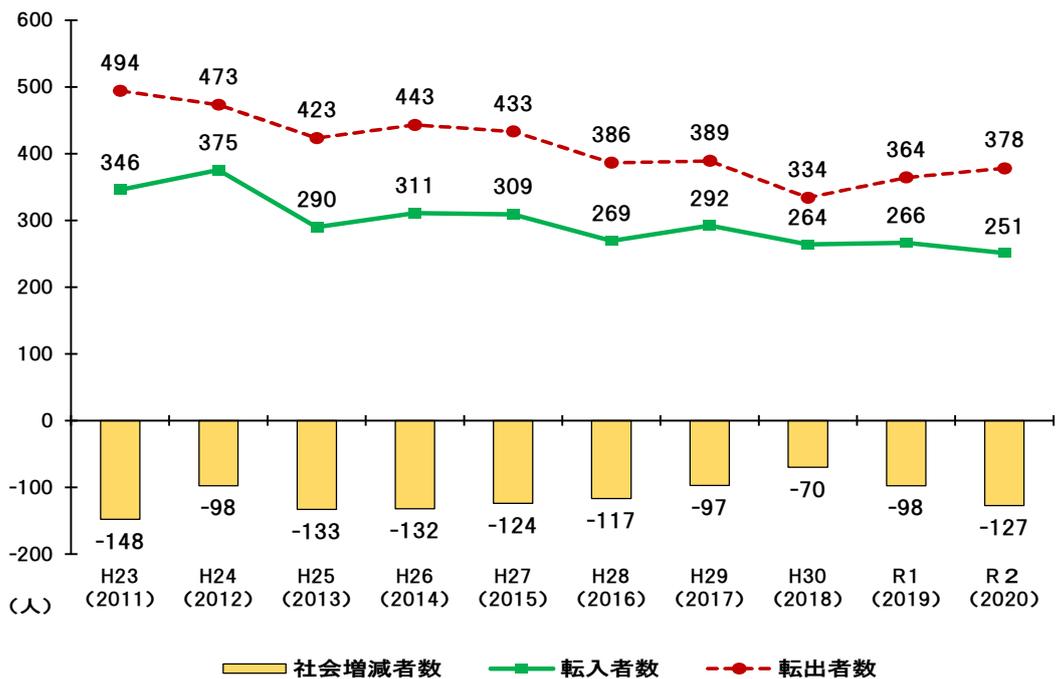
社会増減者数について、直近10年間の推移をみると、転出者数が転入者数を上回り、社会減が続いています。

図1-5 自然動態(出生・死亡)



資料：住民基本台帳(1月～12月の1年間)

図1-6 社会動態(流出・転入)

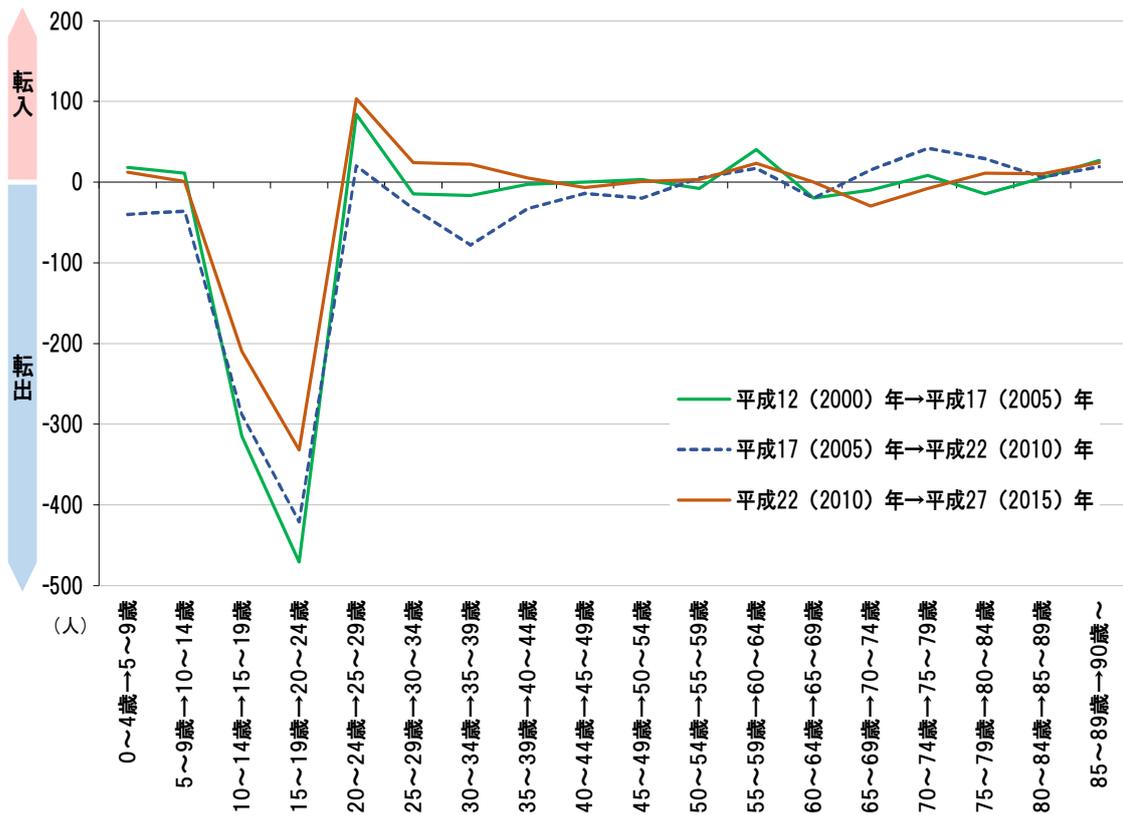


資料：住民基本台帳(1月～12月の1年間)

(c) 新温泉町年齢階級別人口

年齢階級別での人口移動状況をみると、10～14歳→15～19歳、15～19歳→20～24歳での町外への人口移動が多くみられ、進学・就職時などに町外に転出していることがうかがえます。

図1-7 年齢階級別での人口移動状況



資料：総務省「国勢調査」、総務省「住民基本台帳人口移動報告」に基づきまち・ひと・しごと創生本部作成

(d) SDGs(持続可能な開発目標)の浸透と目標達成に向けた気運の高まり

SDGsは、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標です。一人ひとりが、家庭で、職場で、地域でと、社会全体で取り組むべき課題です。

<p>ジェンダー</p> 	<p>目標5 ジェンダー平等を実現しよう 「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女子の能力強化を行う」</p> <p>【自治体行政の果たし得る役割】 自治体による女性や子ども等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。</p>
--	--

第1章 計画の策定にあたって

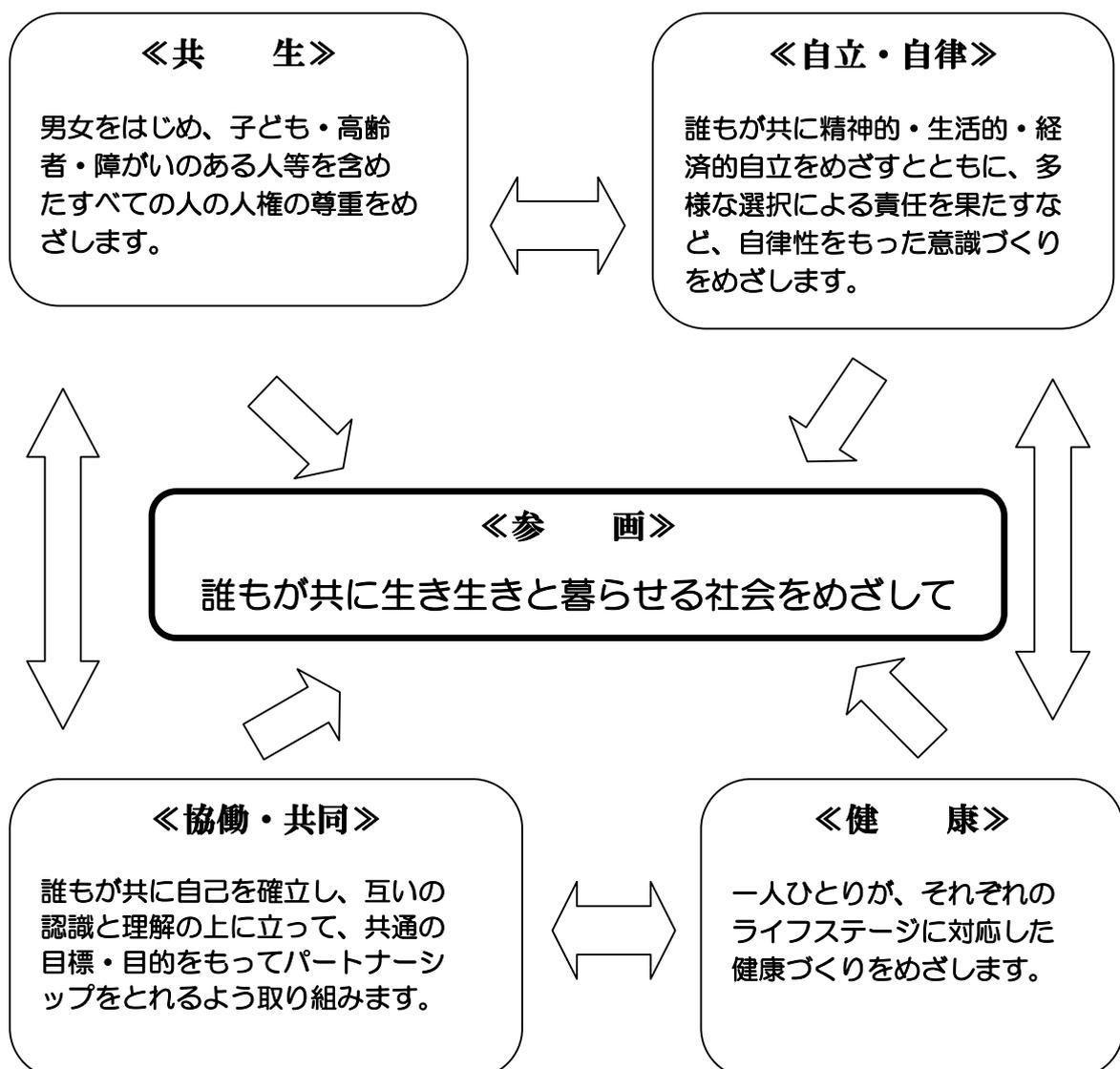
本計画の策定にあたっては、「同意識調査」や国や県の動向を踏まえ、各種団体・学識経験者・行政関係者で構成する「新温泉町男女共同参画社会プラン推進委員会」において、幅広い意見の集約を行うとともに、第2次新温泉町総合計画や前男女共同参画社会プランを踏まえ、すべての新温泉町民及び新温泉町で働く人々が、誰もが、互いに認め合い、あらゆる場面で共に参画し、力を合わせて、自分らしく生き生きと暮らせる男女共同参画社会の実現に向けて、施策を推進していきます。

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

「男女共同参画社会基本法」は誰もが、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を發揮できる男女共同参画社会の実現のために制定されました。その中には、「男女の人権尊重」「社会における制度又は慣行についての配慮」「政策等立案及び決定への共同参画」「家庭生活における活動と他の活動の両立」「国際的協調」の5つの基本理念が定められています。

本計画では、このような、「日本国憲法」「男女共同参画社会基本法」にうたわれている理念を尊重すると同時に、引き続き「共生、自立・自律、協働・共同、健康」を柱に「誰もが生き生きと暮らせる社会をめざして」を基本理念として本計画を推進します。



2 計画の基本目標

「誰もが生き生きと暮らせる社会をめざして」次の5つの基本目標に沿って施策事業を展開していきます。

基本目標 1 人権を尊重した男女共同参画への意識づくり

ジェンダー平等の人権意識をすすめ、性別による固定的な役割分担意識を解消し、多様な性も含む、多様性を認め合い共に尊重し合える意識づくりを推進します。

基本目標 2 誰もが互いの意見を反映し活躍できる状況の実現

あらゆる分野で、多様な視点、発想を活かしていくため、政策・雇用をはじめさまざまな方針決定の場などへの女性の参画を促進します。一人ひとりの能力と適正をふまえた活躍を推進し、地域活動のリーダーとなる女性の登用をすすめます。

基本目標 3 仕事・生活を地域で支え合う調和のとれた社会づくり

生活の中での、仕事、家庭生活、地域、個人のバランスの調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現をめざし、働く場における男女平等の実現や、女性の能力発揮のための積極的な取組（ポジティブアクション）により多様な働き方を可能にする環境の整備、充実を図ります。また、男性の家庭生活などへの参画を促進するとともに、子育てや介護を支える環境づくりに取り組みます。

基本目標 4 あらゆる暴力の根絶の取組

あらゆる暴力による人権侵害をなくすために、年齢、障がいの有無、国籍、性別の問題等に関わりなく、暴力を決して許さないという社会的認識を周知し、あらゆる暴力の防止・根絶に向けた取組や被害者への適切な支援に取り組みます。

基本目標 5 みんなでプランを進める

男女共同参画社会の実現は、町民全体の課題であり、行政の力だけで達成できるものではありません。町民一人ひとりの意識改革や行動が大きな力を持っています。そして、連携し協力し合って進むことが求められています。相互の活動のネットワークが広がるように積極的な情報の提供や交換、活動の拠点づくりに努めます。

3 施策体系

基本理念 基本目標 1

基本課題

施策の基本的方向 重点施策

誰もが生き生きと暮らせる社会をめざして
 《共生 自立・自律 協働・共同 健康》

人権を尊重した男女共同参画への意識づくり

①男女共同参画の視点に立った互いに尊重し合う意識づくり

- 1.ジェンダー平等にかかる人権尊重の意識啓発
- 2.こども園・学校における男女共同参画の教育の推進
- 3.男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進
- 4.広報啓発による意識改革と気運の醸成

基本目標 2

誰もが互いの意見を反映し活躍できる状況の実現

①政策・方針決定過程への男女共同参画の促進

- 1.審議会等への女性の登用
- 2.地域活動リーダー等への女性の登用
- 3.管理職・役職等への女性の登用促進

基本目標 3

仕事・生活を地域で支え合う調和のとれた社会づくり

①働きやすい職場にする男女共同参画の促進

- 1.職場における男女共同参画の推進
- 2.家庭や地域活動との両立支援

②家庭における男女共同参画の促進

- 1.家庭での男女の参画を促す意識啓発
- 2.男性の参加促進

③子育てをしやすい支援の充実(少子化対策)

- 1.子育てをしやすい就労体制づくり
- 2.多様な保育サービスの充実と子どもの居場所づくり
- 3.子育ての支援サービスの充実(少子化対策)
- 4.小児医療体制の充実
- 5.若者たちの出会いの支援

④地域活動への男女共同参画の促進

- 1.地域活動に関する情報の提供
- 2.自主防災組織への男女共同参画の促進

④生涯にわたる健康の保持・増進と福祉の充実

- 1.生涯にわたる健康支援
- 2.高齢者への支援・介護の支援
- 3.障がいのある人に対する支援
- 4.ひとり親家庭への自立支援

基本目標 4

あらゆる暴力の根絶の取組

～新温泉町配偶者・パートナーからの暴力対策基本計画～

①DV防止に向けた教育・啓発の推進

- 1.家庭や地域への啓発の推進
- 2.学校等への啓発・教育の推進
- 3.医療・福祉関係者等に対する啓発

②相談機能の充実

- 1.各種相談窓口の充実
- 2.相談窓口の充実による早期発見

③被害者の安全確保

- 1.緊急時における被害者の安全確保
- 2.被害者等の情報管理の徹底
- 3.広域連携の強化

④自立に向けての支援の充実

- 1.生活の安定に向けた支援
- 2.経済的自立に向けた支援
- 3.子どもへの支援
- 4.高齢者・障がいのある人への支援
- 5.被害者のケアの充実

⑤関係機関との連携強化

- 1.関係機関・関連各課の連携強化
- 2.広域関係機関との連携強化

基本目標 5

みんなでプランを進める

①「男女共同参画」を広める拠点としてセンター設置をめざす

- 1.男女共同参画に関する学習・啓発
- 2.男女共同参画に関する活動支援
- 3.男女共同参画センター設置・運営の検討

②計画の推進体制を確立する

- 1.住民参加による推進体制づくり
- 2.庁内の推進体制づくり
- 3.国や県、県立男女共同参画センターなどとの連携の強化

第3章 基本計画

基本目標 1 人権を尊重した男女共同参画への意識づくり

【現状と課題】

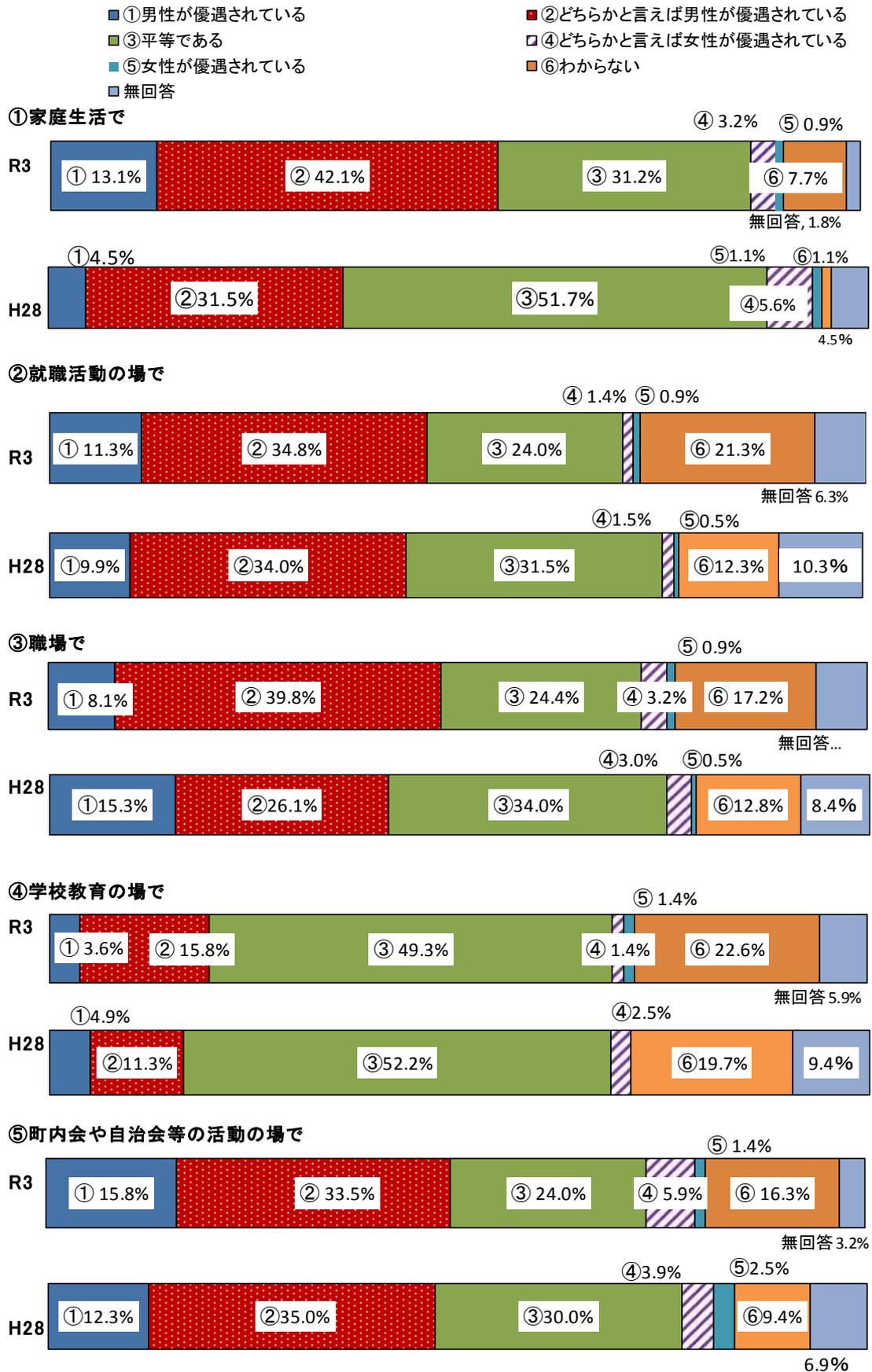
本町が実施した「男女共同参画に関する意識調査」の結果を見ると、「あなたは、次の各分野で、男女が平等になっていると思いますか」（14頁図 3-1）の質問に対して、特に「家庭生活」「職場」「政治の場」の各分野と「社会全体」について、男性のほうが女性より優遇されていると考える人の割合が、前回調査より高くなり、男女平等であると考えた人の割合が低くなっています。このことは、男女共同参画の視点に気づき、無意識から意識する方が増えたためとも考えられると同時に、依然として社会全体において固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が存在していることがうかがえます。

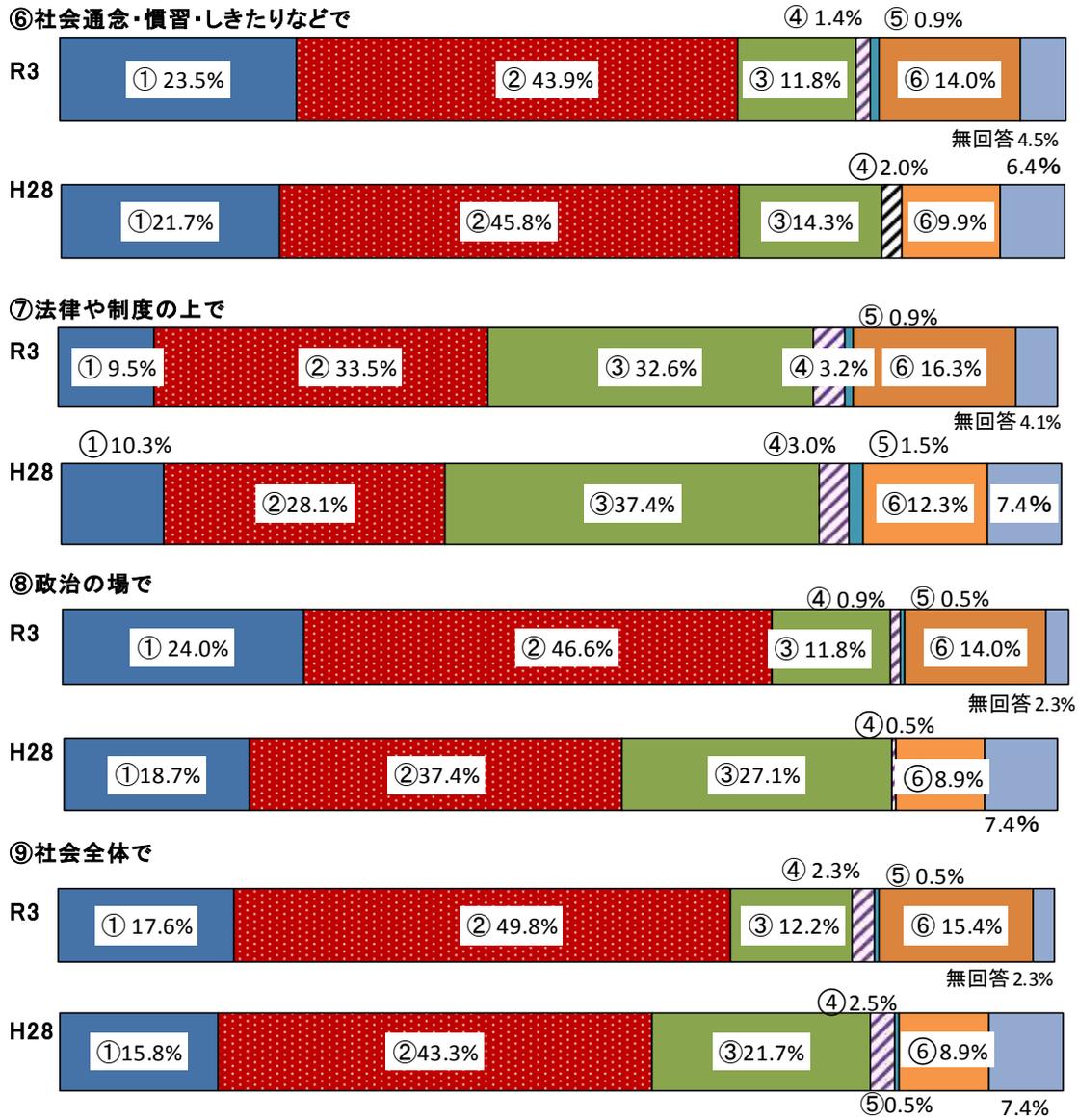
男女共同参画社会を実現するためには、固定的な性別役割分担意識や性差に対する偏見を払しょくすることが重要です。

男女平等を実現するための取組（16頁図 3-2）では、子育てに関心が高く、互いの能力を認め合い、夫婦で協力して自分らしさをはぐくむ子育てをしようとする意識が高くなっています。ただ、子どもへの期待は男女で顕著な違いがあります。（16頁図 3-3）男子には「仕事の能力」「たくましさ」「行動力」「自立心」「忍耐力」を求め、女子には「協調性」「家事能力」「礼儀正しさ」「やさしさ」を求めています。この調査の結果からも、社会の固定的な性別役割分担意識が影響し、子育てにおいても、性別役割分担意識の再生産がおこなわれているとも考えられます。学校や就学前における教育も、家庭教育と同じように男女平等の意識を培う重要な役割を果たすことは言うまでもありません。

効果的に人々の意識改革をすすめるため、幼児から高齢者に至るまで、家庭・学校・地域などあらゆる場を通じて、男女が平等であり、互いの人権を尊重しあえる意識づくりを進めていきます。

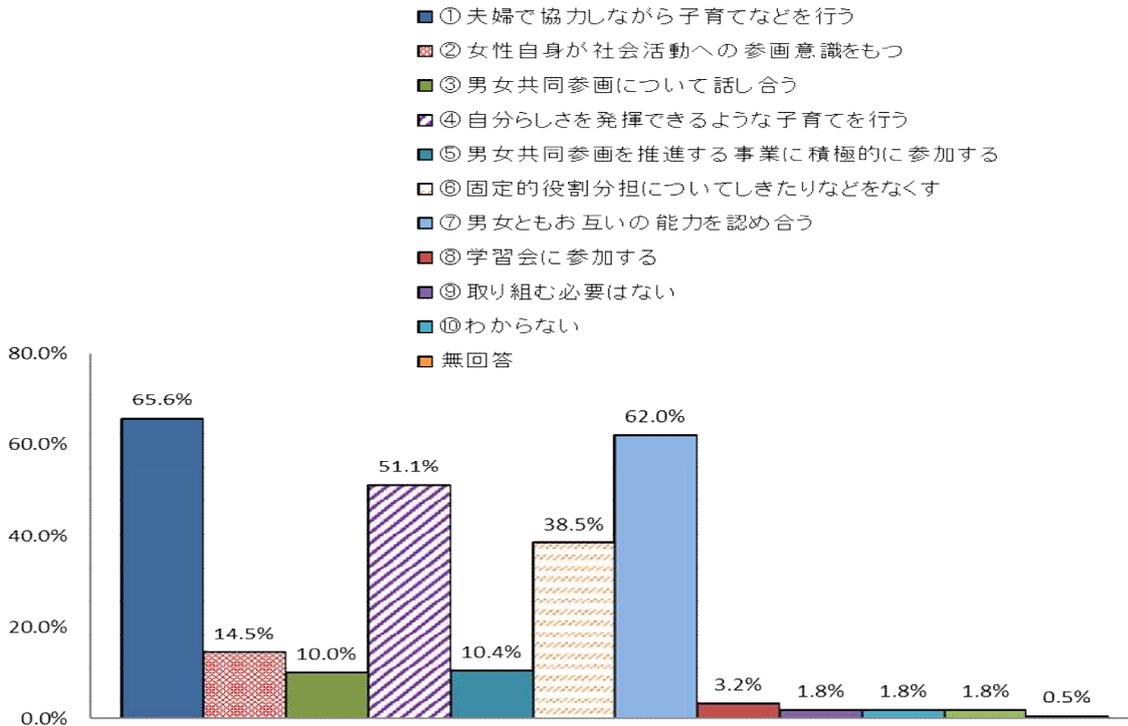
図3-1 各分野での男女平等の意識について





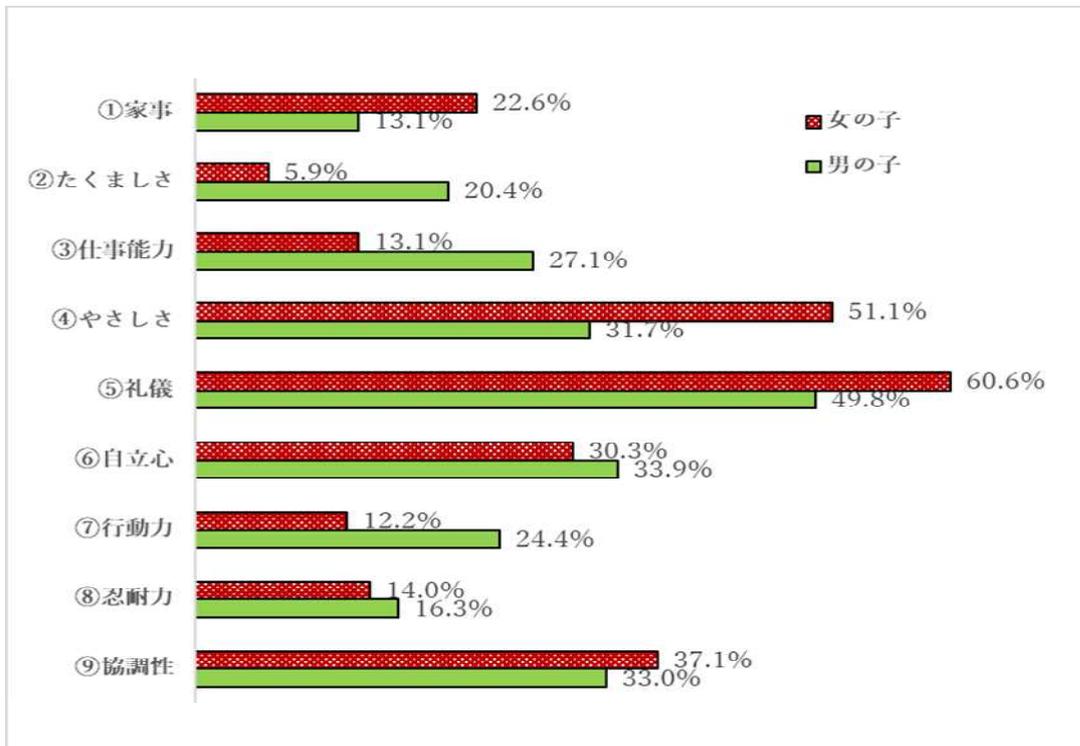
資料：新温泉町民の男女共同参画に関する意識調査(令和3年度)

図3-2 男女平等を実現するための私たちの取組



資料：新温泉町民の男女共同参画に関する意識調査(令和3年度)

図3-3 子どもに身につけてほしいこと



資料：新温泉町民の男女共同参画に関する意識調査(令和3年度)

基本課題1 男女共同参画の視点に立った互いに尊重し合う意識づくり

人権学習会・講座等で男女共同参画に関する研修を実施し、固定的な性別役割分但意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）、性差に関する偏見の解消を目指します。また、こども園・学校において保育士・教職員を対象とした男女共同参画に関する研修を行い、多様な性への理解を含めた、男女共同参画の視点に立った教育を推進します。

性別・年齢にかかわらず、主体的な生き方やあらゆる分野へ参画できる能力を身につけられるように、生涯にわたる学習機会の提供に努めます。また、生涯学習の各種講座・教室などで、男女共同参画の視点に立った学習の内容を充実させます。さまざまな広報媒体や機会を通じて、積極的かつ効果的な広報・啓発に取り組みます。

【施策の基本的方向】

- ① ジェンダー平等にかかる人権尊重の意識啓発（重点施策）
- ② こども園・学校における男女共同参画の教育の推進
- ③ 男女共同参画の視点に立った生涯学習の実施
- ④ 広報啓発による意識改革と気運の醸成

【施策】

① ジェンダー平等にかかる人権尊重の意識啓発（重点施策）	差別をなくし人権文化をすすめる町民運動の推進（強調月間・人権週間）	人権推進室 関係各課
	人権セミナー・人権学習会の開催	人権推進室
	人権関係委員会委員研修会	人権推進室
② こども園・学校における男女共同参画の教育の推進	ジェンダー平等の理念を踏まえた教育の推進	こども教育課
	男女共同参画を進めるための教育・保育の環境整備	こども教育課
	教職員を対象とする研修の充実	こども教育課
	多様な選択を可能にするキャリア教育の推進	こども教育課
	子育て講演会等の開催	こども教育課
	社会的自立をめざす「トライやる・ウィーク」推進事業	こども教育課

③ 男女共同参画の視点 に立った生涯学習の 実施	各種講座の開催（女性教養講座・男 性料理教室等の実施）	生涯教育課
	地区公民館活動事業	生涯教育課
④ 広報啓発による意識 改革と気運の醸成	広報「しんおんせん」等町刊行物に おける男女共同参画の啓発	企画課
	町内の事業所、団体等に対する発行 物における男女共同参画に対する配 慮	関係課
	家庭・地域内での男女共同参画に関 する情報の発信	人権推進室 健康福祉課
	図書館図書資料の充実	生涯教育課

基本目標 2 誰もが互いの意見を反映し活躍できる状況の実現**【現状と課題】**

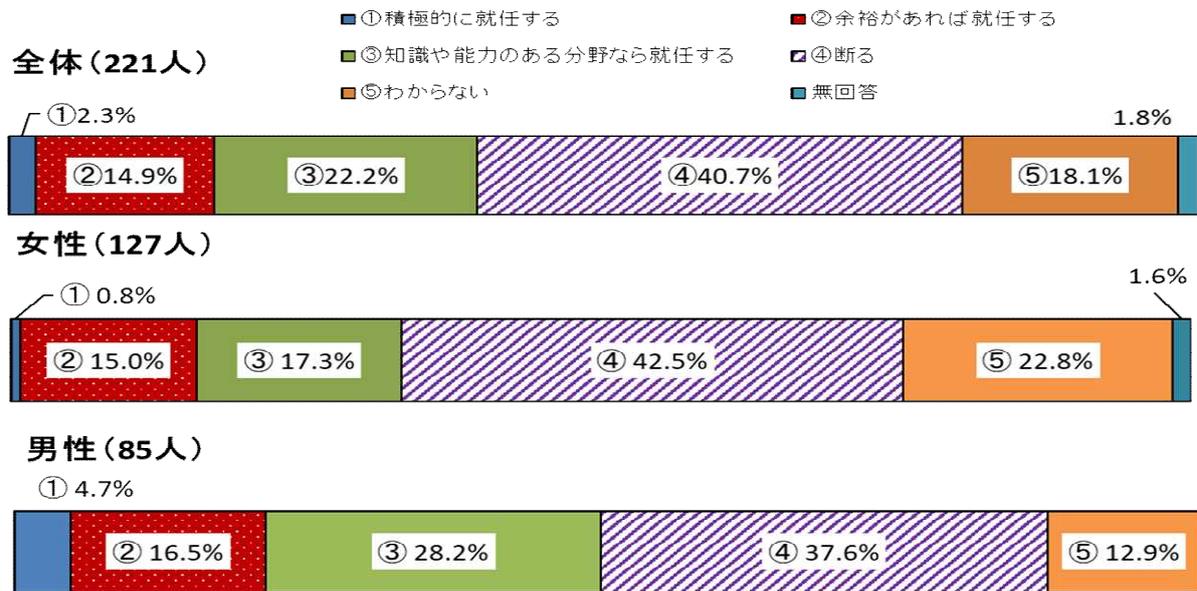
男女共同参画社会の実現のためには、あらゆる意思決定過程に誰もが平等な立場で参画することが重要です。国は引き続き、社会のあらゆる分野において指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度になるよう目標を挙げています。

本町でも、審議会等への女性委員の登用について目標値（30%）を設定して取り組んできた結果、令和3（2021）年3月31日現在で審議会等全体24.7%と、前回策定時、平成29年（2017）の22.3%に比較して目標値へ一歩近づきました。政策・方針決定の場への女性の参画は、さまざまな視点から意見を取り入れ反映させるうえでもかかせないものであります。

しかし、本町が実施した「男女共同参画に関する意識調査」の結果において、「町から審議会などの委員に就任してほしいと依頼されたらどうしますか」の質問に対しては、「断る」と回答した女性の割合が4割以上（42.5%）を占めています（20頁図3-4）。また、「新温泉町のまちづくりや行政には、女性の意見が反映されていると思いますか」（20頁図3-5）の質問に対しては、全体で「女性の意見が反映されている20.4%（十分に反映されている0.9%、まあまあ反映されている19.5%）」と割合が低く、政策・方針過程への男女共同参画の状況は十分ではありません。

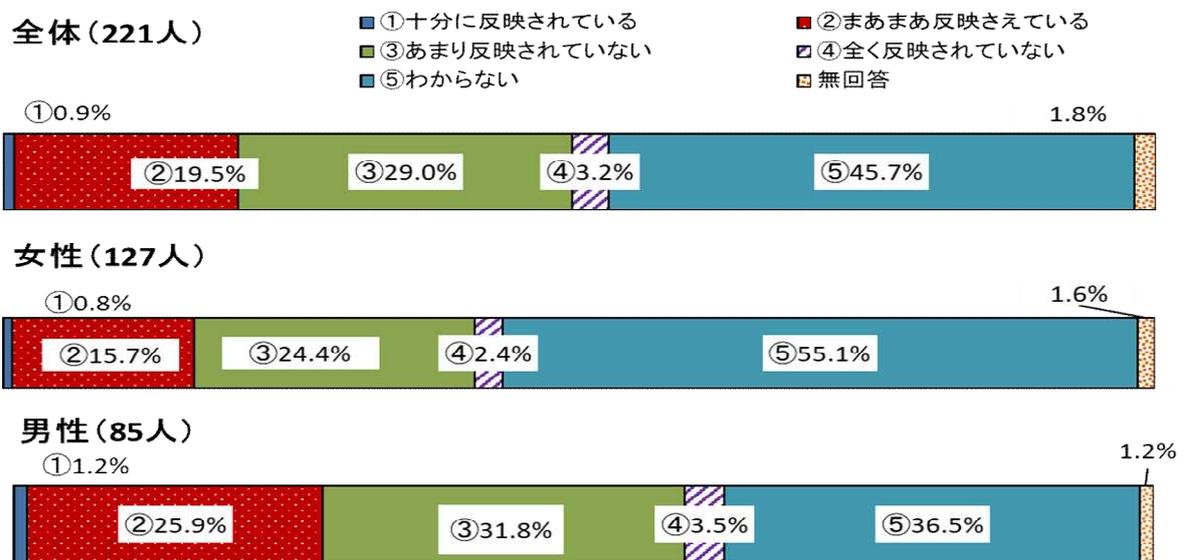
これらの背景を踏まえ、政策・方針決定の場への女性の参画が、働く場における男女平等の実現や多様な働き方を可能にする職場環境の整備、充実を図っていくためにも、大変重要になってきています。

図3-4 町からの審議会委員就任依頼について



資料：新温泉町民の男女共同参画に関する意識調査（令和3年度）

図3-5 まちづくりや行政への女性意見の反映について



資料：新温泉町民の男女共同参画に関する意識調査（令和3年度）

基本課題 1 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進

審議会等への女性委員の登用について目標値（30%）を設定し取り組んでまいりましたが、前回のプランより改善されたものの、目標に達成していない状況です。そのため、女性委員の割合が特に低い審議会等に対して積極的な働きかけ、町政に多くの女性の声が反映できるよう、女性の参画拡大の推進をめざします。

また、地域の各種団体、自治会等においても、意思決定の場に女性の参画が進んでいるとはいえ、女性の意見が十分に反映しにくい状況にあります。このことから、より啓発を行いながら適切な人材登用を促し、女性の参画が進むように取り組みます。農協・漁協・商工会など、様々な職種に対しても女性の参画促進を図り、企業・事業所などすべての労働分野で女性の能力開発研修の実施や、管理職・役職などへの女性の登用促進の啓発を積極的に図ります。

【施策の基本的方向】

- ① 審議会等への女性の登用（重点施策）
- ② 地域活動リーダー等への女性の登用
- ③ 管理職・役職等への女性の登用促進

【施策】

①審議会等への女性の登用（重点施策）	審議会、委員会等の女性登用促進	生涯教育課 関係各課
②地域活動リーダー等への女性の登用	自治会、各種団体に対する啓発	生涯教育課 関係各課
	女性を対象とした研修会の開催	生涯教育課
③管理職・役職等への女性の登用促進	町内企業に対する登用促進啓発	商工観光課
	適正な能力評価の反映と人材育成	総務課

基本目標 3 仕事・生活を地域で支え合う調和のとれた社会づくり

【現状と課題】

働きやすい職場における男女共同参画についても、平成27年（2015）9月に施行された「女性活躍推進法」に基づき、女性が出産・育児を経て就業を継続し、その能力を發揮していくこと、男性が家事・育児・介護などの家庭生活や地域活動などに参加することが求められています。そのために、現在の男性中心の働き方全体を見直すことや職場環境の整備は不可欠です。しかし、職場における様々な項目で、男女の間での平等に依然として大きな格差が生じており、働く場において実質的な機会と待遇の均等は達成されていません。

これまで、「女性活躍推進法」や「育児・介護休業法」などの改正等の取組で、女性の育児休業取得率の上昇などの成果も見られました。しかし、出産や育児に際して就業を中断する女性は依然として多く、また男性も育児・介護休業取得者が非常に低い「仕事中心のライフスタイル」であり、多くの課題が残されています。

本町が実施した「男女共同参画に関する意識調査」では、「家庭での男女の役割分担について」（23 頁図 3-6）は、「男性は仕事、女性は家事・育児・介護を分担している」が女性では 31.5%、男性では 38.8%と男性が7.3%多くなっており、このことから、固定的な性別役割分担意識が、根強く残っていることがわかります。また「男女とも仕事をし、家事・育児・介護は第三者（家族、ヘルパー等）の協力も頼んでいる」が（29.9%）と答える割合が全体で 2 番目に高いことから、これからの家庭での役割分担の新しいかたちも見えてきます。このような結果をうけて、誰もがライフスタイルに応じた多様な働き方が選択できるように、仕事と生活の調和「ワーク・ライフ・バランス」を念頭においた、働き続けやすい環境の整備を推進するとともに、引き続き、働く場における男女の均等な機会と待遇の確保をめざしていく必要があります。

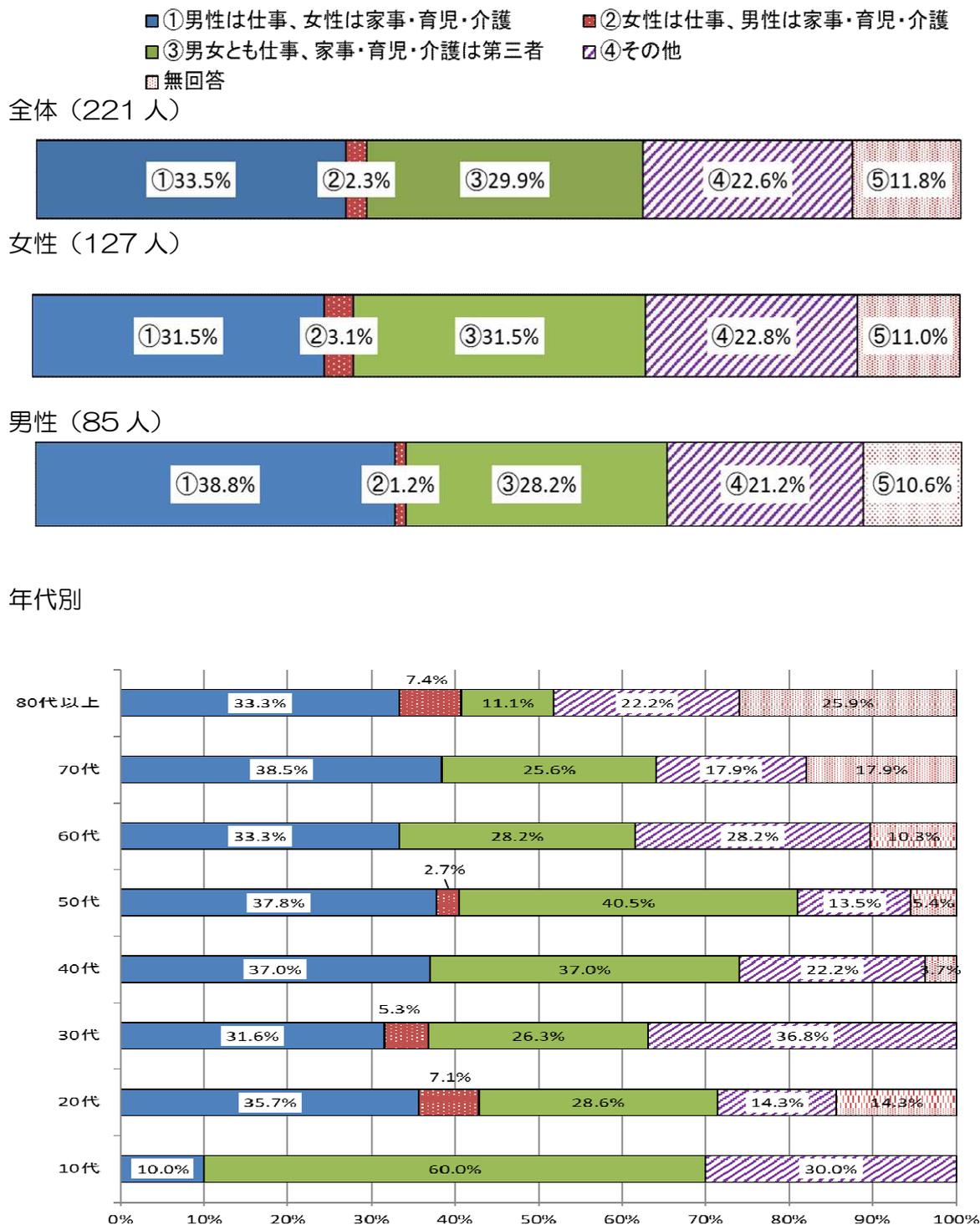
「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」

「仕事と生活の調和推進のための行動指針」

仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」としています。

仕事と生活の調和が実現した社会では、「男性も女性もあらゆる世代の誰もが仕事や子育て、介護、自己啓発、地域活動などさまざまな活動を自分の希望するバランスで展開でき、「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」好循環をもたらす」としています。

図 3-6 家庭での男女の役割分担について



資料：新温泉町民の男女共同参画に関する意識調査（令和3年度）

基本課題1 働きやすい職場にする男女共同参画の促進

働きやすい職場にする男女の均等な雇用機会と待遇の確保をめざし、事業主や雇用者に対して労働に関する法制度の周知徹底を図るとともに、性別による不平等な取扱いや固定的職場意識の解消、各種ハラスメントの防止に向けた啓発をはじめ、雇用・労働に関する相談体制の充実、また、男女間の格差解消に向けた改善への取組を図ります。

さらに、様々な職種において、男女共同参画の意識啓発を進めるとともに、女性の労働条件や環境の整備を進めます。

また、男性が現在の仕事中心の生活から、家事・育児・介護などの家庭生活や地域活動により参加しやすくするよう、ワーク・ライフ・バランスに基づいた働き方への転換に向けて啓発等を図ります。

【施策の基本的方向】

- ① 職場における男女共同参画の推進
- ② 家庭や地域活動との両立支援

【施策】

① 職場における男女共同参画	女性活躍推進法の啓発	商工観光課
	企業における女性の能力発揮のための積極的取組（ポジティブアクション）の推進啓発	商工観光課
	女性の職業生活における活躍の推進に関する行動計画の策定の推進	総務課
	育児休業・介護休暇活用の啓発	商工観光課
	多様で柔軟な働き方の導入啓発 ・フレックスタイム制 ・在宅勤務 ・企業内保育	商工観光課
	さまざまな職場におけるハラスメントに対する防止啓発	商工観光課
	就職相談窓口の充実 ・求人情報提供 ・再就職支援 ・多様な就労形態に関する情報提供	商工観光課

第3章 基本計画

	農協、漁協、商工会等への男女共同参画推進の啓発（就労）	商工観光課 農林水産課
	各種団体女性部・グループとの連携と支援 ・農産物朝市支援 ・特産品、加工品の開発、振興の支援	農林水産課 商工観光課
② 家庭や地域活動との両立支援	育児休業制度の普及	商工観光課
	介護休業制度の普及	商工観光課
	多様な就労形態に関する情報提供	商工観光課

基本課題 2 家庭における男女共同参画の促進

誰もがそれぞれに充実した家庭生活をおくるためには、家事・育児・介護などを共に担っていくことが重要です。しかし、現実にはいまだ男性が家事や育児などに参加することが少ないために女性へ多くの負担がかかり、悩みや不安を一人で抱える状況も認められます。

今後は男性も積極的に家事・育児・介護などに関われるように、固定的な性別役割分担意識を解消していき、男女それぞれが家庭生活を担う大切さを啓発します。さらに、家庭生活に関する講座に男性が参加しやすくなるような工夫を図るなど、家事・育児・介護等の学習機会の充実も図っていきます。

【施策の基本的方向】

- ① 家庭での男女の参画を促す意識啓発（重点施策）
- ② 男性の参加促進

【施策】

① 家庭での男女の参画を促す意識啓発 (重点施策)	学習会、講座等の開催	人権推進室 生涯教育課
	広報等による意識啓発	生涯教育課
	P T Aでの学習機会提供	生涯教育課
	高年齢層の意識改革	人権推進室 生涯教育課
② 男性の参加促進	家庭への男性参加促進事業（調理教室等）	生涯教育課
	男性職員の配偶者の出産休暇取得率向上	総務課
	男性職員の育児参加のための休暇の取得率向上	総務課

基本課題 3 子育てをしやすい支援の充実(少子化対策)

本町の海、山、温泉等の恵まれた自然環境、目が届く地域コミュニティ、1時間圏内に都市機能集積がある立地条件などの優れた子育て環境のなかで、男女共同参画による子育て意識の向上を図ります。事業者や雇用主、労働者に対してはワーク・ライフ・バランスを意識した働き方（育休等の取得、労働時間の短縮など）の促進を啓発し、性別に関係なく家庭・育児に参画しやすい環境を整備していきます。

また「新温泉町子ども・子育て支援事業計画」と連携し、子育ての支援サービスの充実を図っています。ほかにも、結婚を希望する若者たちが出会い・結婚を支援する「婚活事業」に取り組みます。

【施策の基本的方向】

- ① 子育てをしやすい就労体制づくり
- ② 多様な保育サービスの充実と子どもの居場所づくり
- ③ 子育ての支援サービスの充実（少子化対策）
- ④ 小児医療体制の充実
- ⑤ 若者たちの出会いの支援

【施策】

① 子育てをしやすい就労体制づくり	時間外労働や上限規則や年次有給休暇の確実な取得のための啓発	商工観光課
② 多様な保育サービスの充実と子どもの居場所づくり	子育て仲間づくりの推進	こども教育課
	遊びの広場の充実	こども教育課
③ 子育ての支援サービスの充実（少子化対策）	育児相談業務	こども教育課 健康福祉課
	全園での休日保育・乳児保育の検討	こども教育課
	保育料の負担軽減	こども教育課
	給食費の負担軽減	こども教育課
	子育て体験学習の推進	こども教育課
	放課後子ども教室の充実	こども教育課
	病児病後児保育の検討	こども教育課
④ 小児医療体制の充実	小児医療体制の確保	健康福祉課
⑤ 若者たちの出会いの支援	婚活推進委員会事業	企画課
	広域的な結婚活動支援事業の助成	

基本課題4 地域活動への男女共同参画の促進

地域において誰もが生き生きと暮らすためには、地域住民が協力し合い、多様な生き方、考え方を、互いに認め合わなければなりません。そのためには、性別や年齢に偏らず地域活動に参画することが重要です。

地域活動への男女共同参画を推進していくために、男女が共に責任を担い、地域活動に参画することの意義についての意識啓発や情報提供に努め、女性も意思決定の場に参画できるよう地域活動や自主的な活動に対する支援を行っていきます。

また、災害が生じた際に、避難所の運営やその後の復興の取組などで、男性中心の活動になりやすい実情があることから、誰もが安心できる活動を可能にするために、災害時の意思決定の場に女性が参加できる体制を促進します。

【施策の基本的方向】

- ① 地域活動に関する情報の提供
- ② 自主防災組織への男女共同参画の促進

【施策】

① 地域活動に関する情報の提供	地域活動に関する住民への情報提供の充実	生涯教育課
② 自主防災組織への男女共同参画の促進	自主防災組織への女性の参画	町民安全課

基本課題 5 生涯にわたる健康の保持・増進と福祉の充実

生涯にわたる心身の健康の増進を支援するため、自殺予防等こころと命を支える健康保持対策、福祉・医療サービス等の充実を図ります。

また、高齢者や障がいのある人が、男女を問わず、自身の能力や経験等を生かして自立した生活を送るとともに、積極的に社会へ参画ができるよう、さまざまな機会づくりや情報提供、相談体制等の充実を図ります。さらに、母子家庭や父子家庭などのひとり親家庭に対して、家庭や子どもの実情に応じ、生活の安定や自立に向けたきめ細かな支援を行います。

【施策の基本的方向】

- ① 生涯にわたる健康支援
- ② 高齢者への支援、介護の支援
- ③ 障がいのある人に対する支援
- ④ ひとり親家庭への自立支援

【施策】

① 生涯にわたる健康支援 ①生涯にわたる健康支 ①生涯にわたる健康支 援涯に	健康診査等受診率の向上	健康福祉課
	リプロダクティブ・ヘルツ・ライツの啓発 ※1	健康福祉課 生涯教育課
	喫煙、エイズ／H I V、薬物性感染症に関する正しい知識の普及	健康福祉課
	こころといのちを支える地域づくり推進事業	健康福祉課
② 高齢者への支援・ 介護の支援	年金制度の周知（高齢女性の貧困）	町民安全課
	家族介護者支援事業	健康福祉課
	高齢者相談窓口の充実	健康福祉課
	外出支援サービス事業 在宅介護支援センター活動の充実（相談業務）	健康福祉課
③ 障がいのある人 に対する支援	居宅・施設サービス支援	健康福祉課
	青い鳥学級事業	生涯教育課
	年金制度の周知	健康福祉課
	相談窓口の充実	健康福祉課
④ ひとり親家庭へ 自立支援	経済的支援の充実	健康福祉課
	相談窓口の充実	健康福祉課

※1 リプロダクティブ・ヘルツ・ライツ…性と生殖における個人の自由と法的権利

基本目標 4 あらゆる暴力の根絶の取組**～新温泉町配偶者・パートナーからの暴力対策基本計画～****【現状と課題】**

配偶者やパートナー等からの暴力や、虐待を含めた、あらゆる暴力は、男女共同参画社会を実現していく上で克服すべき重要な課題です。

一昨年からのコロナ禍で、家庭内での密室的な時間が長くなり、DVの問題などもより深刻になっています。

こうした事態を防止するためにも、あらゆる暴力や虐待は人権侵害であるとの認識を深め、命の大切さや他者の人格を尊重することについての教育・啓発を進めるとともに、特に女性や子ども、高齢者、障がいのある人などに対する暴力の根絶に向けて、暴力を許さない意識と環境づくりに向けた取組が必要です。

今回実施した「男女共同参画に関する意識調査」の結果からは（31頁図3-7）DVを受けた経験は女性が上回り、DVを受けた人のほとんどが「相談したかったが相談しなかった」「相談しようとは思わなかった」と回答していることから、周囲に気づかれていないまま苦しんでいる潜在的な被害者の多さがうかがえます。

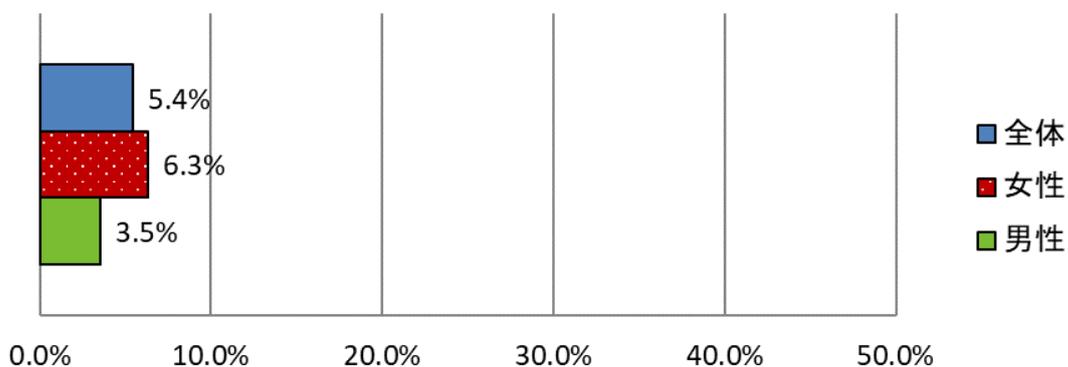
今後、DVやハラスメントなどの男女間の暴力をはじめとしたあらゆる暴力を根絶するために、まず被害者が相談しやすい環境整備などに努めることが重要です。

そのためには、関係各課の連携強化だけでなく、相談窓口や支援団体など広く相談できる関係機関の周知と連携を図る必要があります。

本町では、平成20（2008）年1月に施行された、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づいて、本計画の中にDVに関する市町基本計画を包含し、配偶者等のあらゆる暴力から被害者とその子どもを守り、問題を解決するための、包括的な施策展開を図るものとします。

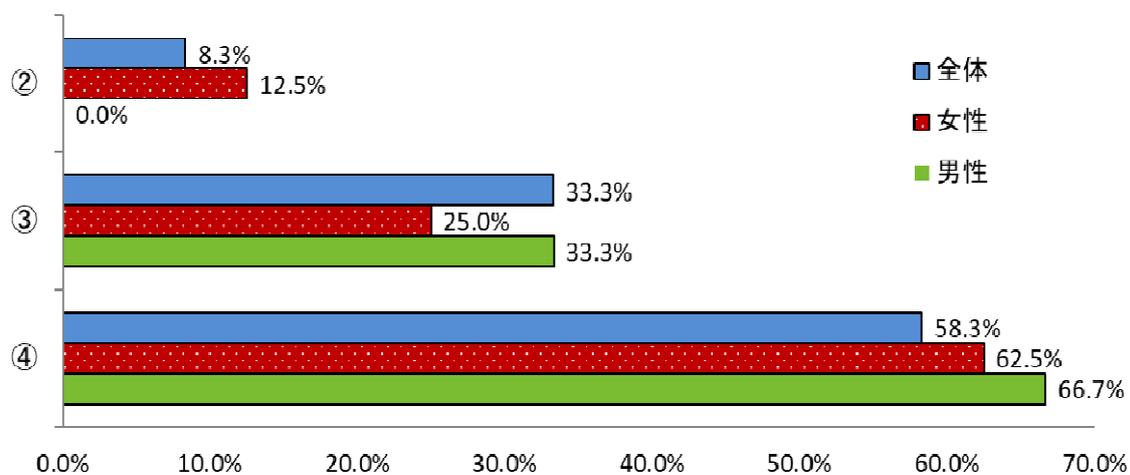
図3-7 配偶者や恋人といった身近な人からの暴力について

①暴力を受けたことがある (12人)



暴力を受けたことがある人の中で

- ②暴力を受けたことを相談した
- ③暴力を受けたことを相談したかったが相談しなかった
- ④暴力を受けたことを相談しなかった



資料：新温泉町民の男女共同参画に関する意識調査（令和3年度）

基本課題 1 DV防止に向けた教育・啓発の推進

配偶者・パートナーからの暴力は絶対に許されないという意識を作るためには、暴力は個人の尊厳を傷つける重大な人権侵害であることを、町民共有の認識とすることが大切です。

そのためには、一人ひとりが人権意識を高め、DV防止について理解が深められるように、引き続き家庭、地域、学校、医療・福祉関係等あらゆる場における啓発・教育を推進します。

また、児童・生徒等の発達段階に応じて、人権尊重を基礎とした男女平等、男女共同参画に関する教育・啓発を行うとともに、若年層がデートDV等の被害者・加害者とならないためにも、誰もが、互いに相手を尊重し対等な関係を築くことができ、自尊感情を高めることができるよう、学校等での教育や啓発に取り組んでいきます。

【施策の基本的方向】

- ① 家庭や地域への啓発の推進（重点施策）
- ② 学校等への啓発・教育の推進
- ③ 医療・福祉関係者等に対する啓発

【施策】

① 家庭や地域への啓発の推進（重点施策）	DV防止啓発	生涯教育課 健康福祉課
	児童虐待防止啓発	健康福祉課
	障がい者虐待防止啓発	健康福祉課
	高齢者虐待防止啓発	健康福祉課
	さまざまな職場におけるハラスメントに対する防止啓発	商工観光課
② 学校等への啓発・教育の推進	いじめ・虐待対策	こども教育課
	デートDV・ストーカー防止対策	こども教育課
③ 医療・福祉関係者等に対する啓発	民生委員・児童委員研修	健康福祉課
	医療関係者研修	公立浜坂病院

基本課題 2 相談機能の充実

誰もが相談しやすい窓口にするため、既存の相談窓口の充実を図り、相談窓口の周知を行います。また、関係機関との連携強化にも取り組み、切れ目のない相談体制をつくっていきます。

【施策の基本的方向】

- ① 各種相談窓口の充実
- ② 相談窓口の充実による早期発見

【施策】

① 各種相談窓口の充実	悩み相談事業の実施	健康福祉課
	心配ごと相談の充実	健康福祉課 社会福祉協議会
	人権相談の充実	総務課
	身障相談の充実	健康福祉課
	子どもホットライン事業	こども教育課
	子ども相談室	こども教育課
	子育て相談事業	健康福祉課
	関係機関との連携強化	健康福祉課
② 相談窓口の充実による 早期発見	DV等相談窓口の周知徹底	健康福祉課
	乳幼児定期健診等における早期発見の取組	健康福祉課
	病院の相談窓口の充実	公立浜坂病院
	配偶者暴力相談支援センターとの連携	健康福祉課

基本課題 3 被害者の安全確保

緊急時の一時保護の場合には、警察、県立女性家庭センター（配偶者暴力相談支援センター）と連携を図りながら、迅速な対応を行うとともに、被害者等の個人情報管理の徹底に努めます。

【施策の基本的方向】

- ① 緊急時における被害者の安全確保
- ② 被害者等の情報管理の徹底
- ③ 広域連携の強化

【施策】

① 緊急時における被害者の安全確保	一時保護施設等への入所支援	健康福祉課
	加害者対応マニュアルの作成	健康福祉課
	児童虐待がある場合の対応	健康福祉課
② 被害者等の情報管理の徹底	住民基本台帳等手続き上の個人情報管理の徹底	町民安全課
	加害者からの追及に対する守秘の徹底	健康福祉課
	学校関係者等の守秘義務の徹底	こども教育課
③ 広域連携の強化	警察・県との連携強化	健康福祉課

基本課題 4 自立に向けての支援の充実

DV被害者のおかれた状況を理解し、生活安定のための支援、経済的自立に向けた支援等、関係課や関係機関が互いに連携して支援を行います。また、子どもや高齢者、障がいのある人に対して、相談窓口の周知、相談しやすい窓口、被害者の立場に立ったきめ細やかな情報提供やわかりやすい説明など、被害者の自立支援等に取り組んでいきます。

【施策の基本的方向】

- ① 生活の安定に向けた支援
- ② 経済的自立に向けた支援
- ③ 子どもへの支援
- ④ 高齢者・障がいのある人への支援
- ⑤ 被害者のケアの充実

【施策】

① 生活の安定に向けた支援	住宅の確保に向けた支援	健康福祉課
	生活保護等の支援	健康福祉課
	施設入所同行支援への取組	健康福祉課
② 経済的自立に向けた支援	就労相談の実施	商工観光課
	各種制度に関する支援	健康福祉課
③ 子どもへの支援	スクールカウンセラーの配置	こども教育課
	要保護児童対策地域協議会の活用	健康福祉課
	子どもに対する相談窓口等の周知	こども教育課
	子どもの就学や保育に関する支援	健康福祉課 こども教育課
	子ども相談室	こども教育課
	民生委員・児童委員との連携強化	健康福祉課
	施設入所同行支援への取組	健康福祉課
	広域連携の強化（警察・県）	健康福祉課

④ 高齢者・障がいのある人への支援	高齢者が理解しやすい制度等の周知	健康福祉課
	高齢者・障がいのある人の緊急支援	健康福祉課
	障がいのある人への相談窓口の周知	健康福祉課
	民生委員・児童委員との連携強化	健康福祉課
	施設入所同行支援への取組	健康福祉課
	広域連携の強化（警察・県）	健康福祉課
⑤ 被害者のケアの充実	こころのケア相談	健康福祉課

基本課題 5 関係機関との連携強化

早期発見、相談から保護、自立から支援まで、被害者への切れ目のない支援を円滑に実施していくためには、関係機関の連携強化が必要です。

そのためには、関係各課との連携や情報の共有、医療機関関係、学校等あらゆる分野での連携を深めるなど、より一層の被害者支援に努めていきます。

また、被害者の専門的・広域的な相談・支援を円滑に行うために、警察や県の配偶者暴力相談支援センターとの連携強化をはじめとして、近隣市町や民間支援団体との連携・協働に取り組んでいきます。

【施策の基本的方向】

- ① 関係機関・関連各課の連携強化
- ② 広域関係機関との連携強化

【施策】

① 関係機関・関連各課の連携強化	相談機関相互の連携強化	健康福祉課
	但馬地区DV防止ネットワーク会議での連携	健康福祉課
	苦情処理対応	健康福祉課
	DVに関する市町基本計画（男女共同参画プランに包含）	生涯教育課 健康福祉課
② 広域関係機関との連携強化	関係機関とのネットワーク強化	健康福祉課
	警察・県との連携強化	健康福祉課

基本目標 5 みんなでプランを進める

【現状と課題】

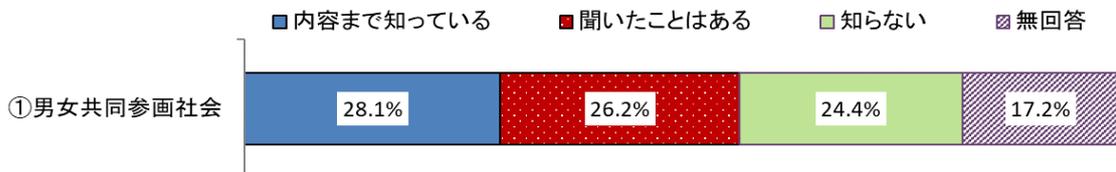
このプランの施策は、行政の取組だけでできるものではありません。町民一人ひとりが男女共同参画について理解・認識を深め、事業所や各種団体などの地域を構成するさまざまな主体が協働することが、男女共同参画社会を実現するための大きな力となります。

本町が実施した「男女共同参画に関する意識調査」では、「男女共同参画社会」を内容までよく知っているという人は 28.1%でまだまだ認識されていない状況にあります（図3-8）。

男女共同参画に関するさまざまな課題に幅広く対応するため、町民活動の拠点施設である男女共同参画センターの設置をめざします。また、国・県をはじめ関係機関と連携をするとともに、町民・自治会・団体・事業所・行政等あらゆる立場でそれぞれの知恵や経験、専門性等の資源を生かし、尊重し合いながら、果たすべき役割と責任を自覚し、共に考え、力を合わせながら取組を推進していく必要があります。

図3-8 男女共同参画社会について知っていますか

全体（221人）



資料：新温泉町民の男女共同参画に関する意識調査（令和3年度）



基本課題 1 「男女共同参画」を広める拠点としてセンター設置をめざす

男女共同参画を推進するためには、意識づくりや学習活動、交流やネットワークの構築、活動支援、情報収集・提供・発信などが重要となり、それらの活動のための拠点が大きな役割を果たします。

本町では、男女共同参画を推進するための活動拠点として「男女共同参画センター」の設置・運営を検討し、今後、啓発・学習活動や相談業務、情報発信・収集などさまざまな取組を進めるため拠点施設の設置をめざします。

【施策の基本的方向】

- ① 男女共同参画に関する学習・啓発
- ② 男女共同参画に関する活動支援
- ③ 男女共同参画センター設置・運営の検討

【施策】

① 男女共同参画に関する学習・啓発	人権学習会・講座の開催	人権推進室
	人権セミナー・人権教育推進員研修会の開催	人権推進室
	男女共同参画等情報提供	人権推進室
	プランの周知・啓発	人権推進室
	町民の意見収集推進（意識調査）	人権推進室
② 男女共同参画に関する活動支援	女性団体・グループ活動支援	人権推進室
	関係機関ネットワーク活動支援	人権推進室
③ 男女共同参画センター設置・運営の検討	活動拠点の設置(仮称:新温泉町男女共同参画センター)	人権推進室

基本課題 2 計画の推進体制を確立する

男女共同参画に関する施策は、広範で多岐にわたっており、労働・雇用分野や社会保障制度など、国及び県の施策や制度に基づくものが多くあります。本町においては関係各課と連携や協働を図りながら、本計画の施策を推進していきます。

行政の取組はもとより、地域住民・団体、企業、学校、こども園など、広く連携を図りながら取組を進めます。

また、兵庫県男女共同参画推進員と連携をとりながら、新温泉町男女共同参画社会プラン推進委員会、新温泉町人権施策行政推進会議を中心にプランの進捗管理と検証を行い、施策の推進を図っていきます。

【施策の基本的方向】

- ① 住民参加による推進体制づくり（重点施策）
- ② 庁内の推進体制づくり
- ③ 国や県、県立男女共同参画センターなどとの連携強化

【施策】

① 住民参加による推進体制づくり（重点施策）	町男女共同参画社会プラン推進委員会の活動	人権推進室
	響ネット（美方郡地区会）・イーブンネットたじまの活動支援	人権推進室
	県男女共同参画推進員との連絡調整	人権推進室
	男女共同参画に関する組織の結成	人権推進室
② 庁内の推進体制づくり	関係機関との連絡調整	人権推進室
	プラン進捗管理	人権推進室
	職員の意識啓発	人権推進室
	職員研修への位置づけ	総務課
③ 国や県、県立男女共同参画センターなどとの連携の強化	国や県が実施する各種講座・研修等情報提供	人権推進室

第4次新温泉町男女共同参画社会プランの数値目標

基本目標	目標項目	現況値	目標値 ※2	担当課	
1 人権を尊重した 男女共同参画へ の意識づくり	家庭生活における平等感 (平等であると感じる人の割合)	31.2% ※1	令和3年7月	60%	生涯教育課
	職場における平等感 (平等であると感じる人の割合)	24.4% ※1	令和3年7月	40%	
	社会全体における平等感 (平等であると感じる人の割合)	12.2% ※1	令和3年7月	30%	
2 互いの意見を反 映し活躍できる 状況の実現	審議会等の女性委員の割合 (法令、条例、規則、要綱、要領)	24.7%	令和3年3月	30%	関係各課
	女性委員のいる審議会数の割合 (法令、条例、規則、要綱、要領)	78.7%	令和3年3月	90%	関係各課
	女性管理職の割合(町役場) ※3	20.0%	令和3年3月	22%	総務課
3 仕事・生活を地 域で支え合う調 和のとれた社会 づくり	「男は仕事、女は家庭」という考 え方に「反対」「どちらかといえば 反対」と感じている人の割合	55.2% ※1	令和3年7月	60%	生涯教育課
	男性職員の配偶者の出産休暇取 得率(町役場)	66.6%	令和3年3月	100%	総務課
	男性職員の育児参加のための休暇 取得率(町役場)	0.0%	令和3年3月	50%	総務課
	自治会長に占める女性の割合	1.77%	令和3年3月	10%	総務課
	こども園待機児童数	0人	令和3年4月	0人	こども教育課
	新温泉町女性防災リーダー	18.8%	令和3年4月	30%	町民安全課
4 あらゆる暴力の 根絶の取組	DVの周知度	75.7% ※1	令和3年7月	90%	健康福祉課 生涯教育課
	デートDVの周知度 ※4	44.4% ※1	令和3年7月	50%	健康福祉課 生涯教育課
	パワハラ周知度	71.2% ※1	令和3年7月	90%	健康福祉課 生涯教育課
	暴力を受けたことについて相談し た割合	8.3% ※1	令和3年7月	30%	健康福祉課
	県配偶者暴力相談支援センターな どの相談機関の周知度	5.0% ※1	令和3年7月	30%	健康福祉課 生涯教育課
5 みんなでプラン を進める	男女共同参画社会の周知度	28.1% ※1	令和3年7月	40%	生涯教育課

- ※1 令和3年度に実施した「新温泉町民の男女共同参画に関する意識調査」による数値
- ※2 目標値は令和8年度末までにめざす数値(国・県・他市町 参照)
- ※3 女性管理職は一般行政職
- ※4 デートDV…交際相手暴力(精神的暴力・性的暴力など様々なことが含まれる。)

参 考 資 料

- * 新温泉町男女共同参画社会プラン推進委員会委員名簿
- * 第4次新温泉町男女共同参画社会プラン策定スケジュール
- * 新温泉町男女共同参画社会プラン推進委員設置要綱
- * 男女共同参画社会基本法
- * 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律
- * 用語解説

新温泉町男女共同参画社会プラン推進委員会委員名簿

任期：令和2年4月1日～令和4年3月31日

構 成	所属団体・役職等	氏 名	備 考
人権擁護委員	人権擁護委員	山本 緑	
町内各種団体役員	新温泉町人権教育協議会会長	河越 智子	
	新温泉町人権教育協議筆頭副会長	西口 正男	
	新温泉町婦人会	山田富美子	
	新温泉町民生児童委員協議会	馬場 恵子	
	新温泉町教育委員会委員	中村すえ子	
識見を有する者	兵庫県男女共同参画推進員	浜田 直子	委員長
	学識経験者（元学校関係者）	松田 和美	副委員長
	小学校代表（浜坂南小学校）	秋山 次彦	R3.8月～
	中学校代表（夢が丘中学校）	田中 千尋	R3.8月～
	高等学校代表（浜坂高等学校）	小山 朋子	R3.8月～
男女共同参画アドバイザー	オフィスEEE	中村和子	

第4次新温泉町男女共同参画社会プラン策定スケジュール

R3・5月～6月中旬	住民意識調査作成（前年度の会議での修正案をもとに調整）
6月下旬	意識調査発送先 無作為抽出 男300人 女300人 計600人（10代～80代以上）
7月上旬	住民意識調査発送 600通
7月30日	調査返信締切
8月上旬～中旬 （回収分集約）	回収 219通 回収率（36.5%） アンケート集計 年代別、男女別、グラフ作成 住民意識調査報告書作成
8月24日 第1回研修会・会議	第1回第4次新温泉町男女共同参画社会プラン推進委員会 ・男女共同参画研修会（男女共同参画アドバイザー） ・住民意識調査報告（回収状況 調査結果） ・今後の策定についての協議
11月19日 第2回会議	第2回第4次新温泉町男女共同参画社会プラン推進員会議 ① 計画の策定にあたって 男女共同参画プラン（案）作成 ② 新温泉町の現状と課題 ③ 計画の基本的な考え方 基本理念 基本的な視点 計画の体系図（基本目標数の設定） ③ 施策の実施計画 第4次新温泉町男女共同参画社会プラン（案）決定
12月16日	民生教育常任委員会提出 パブリックコメントの準備
R4.1月13日 第3回会議	第3回第4次新温泉町男女共同参画社会プラン推進員会議 民生教育常任委員会提出 教育委員会提出 新温泉町ホームページ等での計画へのパブリックコメント 募集（1/28～2/10）
2月22日 第4回会議	第4回新温泉町男女共同参画社会プラン推進員会議 （第4次新温泉町男女共同参画社会プラン・概要版 決定） 教育委員会・社会教育委員会提出
3月予定	民生教育常任委員会提出 全戸配布（概要版） 関係機関及び各事業所等配布 新温泉町ホームページ掲載

新温泉町男女共同参画社会プラン推進委員会設置要綱

新温泉町男女共同参画社会プラン推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 男女共同参画社会の実現を目指し、新温泉町男女共同参画社会プランに基づく施策を効果的に推進するため、新温泉町男女共同参画社会プラン推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画社会プランの施策推進に関すること。
- (2) 男女共同参画社会プランの進捗管理に関すること。
- (3) 男女共同参画社会プランの改定及び見直しに関すること。
- (4) その他男女共同参画社会推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員11人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 人権擁護委員
- (2) 町内各種団体役員
- (3) 識見を有する者
- (4) 行政関係者
- (5) その他町長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席で成立する。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(アドバイザー等)

第7条 委員会に、アドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、専門的知識又は経験を有する者の中から町長が委嘱する。

3 アドバイザーは、必要に応じ委員会に出席し、意見を述べるることができる。

(所管事務)

第8条 委員会の事務は、生涯教育課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

男女共同参画社会基本法

(平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号)

目次

前文

第1章

総則(第1条—第12条)

第2章

男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第13条—第20条)

第3章

男女共同参画会議(第21条—第28条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向けて国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 2 積極的改善措置前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介

護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策し準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念のっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1)総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2)前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1)都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2)前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 1 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 2 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 3 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 4 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に

必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則(平成11年6月23日法律第78号)抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則(平成11年7月16日法律第102号)抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成13年1月6日)

(1) 略

(2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

(1)から(10)まで 略

(11)男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則(平成11年12月22日法律第160号)抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

平成十三年法律第三十一号

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条—第五条)

第三章 被害者の保護(第六条—第九条の二)

第四章 保護命令(第十条—第二十二條)

第五章 雑則(第二十三条—第二十八条)

第五章の二 補則(第二十八条の二)

第六章 罰則(第二十九条・第三十条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十一年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
 - 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の

住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
 - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。

ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力

を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手

第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合
--------	----------------------	-----------------------

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則（平成二五年七月三日法律第七二号）抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則（平成二六年四月二三日法律第二八号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則（令和元年六月二六日法律第四六号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

用語解説

【あ行】

◆青い鳥学級

視力に障がいを持つ仲間が集い、学習する中で、ボランティアとともに支え合い、磨き合いながら共に生きる豊かな輪を広げていく学級。

◆育児・介護休業法

令和3年6月改正（令和4年4月1日から段階的に施行）

- 1.男性の育児休業取得のための子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設【令和4年10月1日施行】
- 2.育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け【令和4年4月1日施行】
- 3.育児休業の分割取得【令和4年10月1日施行】
- 4.育児休業の取得の状況の公表の義務付け【令和5年4月1日施行】
- 5.有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和【令和4年4月1日施行】
- 6.育児休業給付に関する所要の規定の整備（雇用保険法）
 - ①1及び3の改正に踏まえ、育児休業給付についても所要の規定を整備する。【令和4年10月1日施行】
 - ②出産日のタイミングによって支給要件を満たさなくなるケースを解消するため、被保険者期間の計算の起算日に関する特例を設ける。【令和3年9月1日施行】

◆エンパワメント

本来の一人ひとりの潜在的な能力を生かして、力をつけていくこと。

【か行】

◆家族経営協定

家族で取り組む農業経営について、経営の方針や家族一人ひとりの役割、就業条件・就業環境について家族みんなで話し合いながら条件を定めたもの。

◆固定的な性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けること。

◆子どもホットライン事業

子どもや保護者が抱えている悩みについて相談員が問題解決について対応

【さ行】

◆仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態であること。

◆社会通念・慣習

常識も明文化されない暗黙の了解事項、なれや習慣。強制力を伴わないもの。

◆障がい者作業場

身体・知的・精神障がいのため、社会自立が困難な人に対し、自宅から通所可能な場所において、障がいの程度に応じ日常生活訓練、軽作業等を継続して実施することにより、障がい者の自立を図るとともに生きがいを高め、社会参加を促進することが目的。

◆女性活躍推進法 令和4年4月1日改正

- （【一般事業主行動計画】に対する努力義務が、常時雇用労働者301人以上から101人以上へ拡大 ※301人以上は努力義務から義務へ変更）
★内容については以下の4点が必要

- ①自社の女性の活躍状況の把握、課題分析
- ②一般事業主行動計画の策定、社内通知、公表
- ③一般事業主行動計画を策定した旨の届出
- ④女性の活躍に関する情報の公開

◆スクールカウンセラー

教育機関において心理相談業務に従事する心理職専門家の職業名。

◆ストーカー

自分が一方的に関心を抱いた相手にしつこくつきまとう人物。待ち伏せ・尾行・手紙や、昼夜をかまわなくてファックス・メール・電話などの行為を執拗に繰り返す人。

◆セクシャル・ハラスメント

性的嫌がらせ、性的脅迫のこと。相手が望んでいない性的言動によって、相手の身体や精神を不当に侵害すること。また、それに対する対応によって一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことによって環境を著しく悪化させること。男性から女性に行うものだけでなく、女性から男性へ、また同性どうしでの言動でも該当する。

◆積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するために必要な範囲において、男女いずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。

【た行】

◆デートDV

若年層で問題になっている恋人関係にある人からの暴力。身体的暴力、性的暴力、経済的暴力、精神的暴力などの他、「携帯電話をチェックする」「友達とのつきあいを制限する」といった社会的暴力。

◆DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人などの親密な関係にある、またはあった人から振られる暴力のこと。身体的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力などの他、「大声でどなる」「無視」といった精神的暴力。

【は行】

◆パートナーシップ

お互いを自立した主体的存在として認め合い、対等な立場で連携・協力し合う関係、共存・共生でできる関係。

◆配偶者暴力相談支援センター

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、相談、指導、緊急時の一時保護、自立支援、情報提供等を行う施設。

◆フレックス・タイム

一日の労働時間は一定で、出・退勤時間は、各自の職務内容と身辺の都合に委ねる

【ら行】

◆ライフスタイル

生活様式。特に趣味、交際などを含めたその人の個性を表すような生き方。

◆ライフステージ

人生の各時期（幼年、少年、青年、壮年、高齢）に分け、それぞれの段階のこと。

◆リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

女性が自分の健康を主体的に確保することを目指すもので、具体的には、いつ何人子どもを産む、産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産を自分で決める自由と権利など。

新温泉町人権啓発推進条例（平成17年10月1日施行）

（目的）

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権を保障し、法の下での平等を定めた日本国憲法の理念に基づき、町及び町民が共に力を合わせ、お互いの人権が尊重され誇りが持てる町づくりの実現に寄与することを目的とする。

（町の責務）

第2条 町は、人権尊重の理念に基づき、人間性を豊かにする人権教育及び啓発活動を推進し、人権意識の醸成及び高揚に努めるものとする。

（町民の責務）

第3条 町民は、お互いに基本的人権を尊重し、自ら人権尊重の町づくりの一員であることを自覚し、差別の解消に努めるものとする。

（以下の条項は略）



**女だから、男だから、ではなく、
私だから、の時代へ**

2021年度 内閣府
〈男女共同参画週間 キャッチフレーズ〉

発行	新温泉町生涯教育課 人権推進室 〒669-6702 兵庫県美方郡新温泉町浜坂 2135-1
電話	0796-82-3328（文化会館内）
F A X	0796-82-4644
ホームページ	http://www.town.shinonsen.hyogo.jp
E-mail	jinken@town.shinonsen.lg.jp
発行年月	令和4年3月